

# 福岡県公報

平成20年4月9日  
第2808号

## 目次

### 告示(第621号-第638号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	2
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	3
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	3
土地改良事業計画の変更の同意 (農村整備課) .....	4
土地改良区の役員の就任 (農村整備課) .....	4
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	4
貸金業者の所在の不確知 (中小企業経営金融課) .....	5
公共測量の終了 (県土整備総務課) .....	5
公共測量の終了 (県土整備総務課) .....	5
基本測量の終了 (県土整備総務課) .....	6
福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託 (県営住宅課) .....	6
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) .....	6
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	6
土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分 (農村整備課) .....	6

## 公 告

障害者就業・生活支援センターの指定 (新雇用開発課) .....	7
落札者等の公示 (総務事務センター) .....	7
建設業の営業の一部停止 (建築指導課) .....	7
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	8

## 監 査 委 員

監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) .....	10
監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) .....	13
監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) .....	57
監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) .....	78

## 公安委員会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条 第1項第4号に規定する日及び地域の指定 (警察本部生活環境課) .....	82
--	----

## 収用委員会

土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) .....	82
-----------------------------------	----

## 雑 報

危険物取扱者試験の実施 (消防防災課) .....	84
------------------------------	----

## 再 掲

副知事の担当区分 (人 事 課) .....	85
---------------------------	----

## 正 誤

都市計画事業の事業計画の変更の認可(平成20年3月福岡県告示第 540号)中正誤 .....	86
目次(平成20年3月28日福岡県公報第2803号)中正誤 .....	86

## 告 示

福岡県告示第621号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール直方  
(2) 所在地 福岡県直方市湯野原二丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項  
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- (7) その他

建物の真下に位置する通路部分に消防用設備等の設置を要望する。

福岡県告示第622号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) 株もち吉貸店舗計画  
(2) 所在地 福岡県直方市大字下境字宮床3020 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
紙以外の品目についても極力リサイクルを行うなどごみの減量化に努めること。
- (4) 騒音の発生に係る事項  
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- (7) その他

- ・都市計画法第29条に基づく開発行為の許可が必要な為、関係署官庁、関係各課と十分な協議を行うこと。
- ・建築確認申請に伴う消防同意において消防用設備等の設置を指示します。
- ・公共下水道全体計画区域外で、隣接しています。認可区域から離れていますので、当分、付近に下水道が整備されることはありません。
- ・農業振興地域農用地区域外の確認済み（平成15年除外）。

福岡県告示第623号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ヤマダ電機テックランド直方店  
 (2) 所在地 福岡県直方市大字頓野字依石3159番地1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

極力リサイクルを行うなどごみの減量化に努めること。

- (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (7) その他

- ・都市計画法第29条に基づく開発行為の許可が必要な為、関係署官庁、関係各課と十分な協議を行うこと。
- ・予定建築物について建築基準法第48条（第1種住居地域）に関する協議を事前に県庁建築指導課と行うこと。
- ・通行量の増加が予想されるため、市道下境3号線と頓野63号線の交差点部分の安全確保のため、角切りを考慮すること。
- ・建築確認申請に伴う消防同意において消防用設備等の設置を指示します。

- ・公共下水道全体計画区域内ですが、認可区域外ですので、当分、付近に下水道が整備されることはありません。
- ・農業振興地域農用地区域外の確認済み（平成9年の全体見直し時）。

福岡県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行 橋	県 道	門 司 線 行 橋	前	京都郡苅田町大字与原2007番5先から 同郡同町大字与原2006番13先まで	7.1 ～ 8.1	74.1
			後	同上	8.4 ～ 9.1	74.1

福岡県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年4月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

行橋	門司線 行橋	京都郡苅田町大字与原2007番5先から 同郡同町大字与原2006番13先まで
----	-----------	---

## 福岡県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同条第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
久留米市	農業用排水施設整備事業 (荒木地区)	平成20年3月18日

## 福岡県告示第627号

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 就任理事

氏名	住所
松枝 茂行	大木町大字笹淵642番地1

## 福岡県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年4月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像	495号	宗像市江口1193番1先から 同市江口1190番2先まで

## 福岡県告示第629号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成20年3月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称  
特定非営利活動法人 食卓のえん
- 代表者の氏名  
牧井 忠
- 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区平尾5丁目19番1号
- 定款に記載された目的

この法人は、消費者へ健康で安心な食に関する知識・すばらしい日本の食文化等の教育・啓発の食育の推進活動をおこなうと共に、有機農業等「安心・安全」食材の普及推進を図るため、九州の食文化を中心とした中小規模生産者の健全な生産及び販売のサポートの取り組みをおこなうことを目的とする。

## 福岡県告示第630号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自立支援の館立身会

(2) 代表者の氏名

高山 義輝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区寿町3丁目3番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレス及び生活保護者等の社会的困窮者に対して、一人でも多くの生活自立支援活動に関する事業を行い、社会復帰支援を通して自殺・孤独死を防止するなど、社会貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第631号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の所在が確知できないので、同法第24条の6の6第1項第1号の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日

ユナイテッドファイナンス 豊田 翔	福岡市博多区博多駅前1 丁目2番2号 博多西ビ ル202号	福岡県知事 (1)第08494号	平成19年4月16日
----------------------	-------------------------------------	---------------------	------------

福岡県告示第632号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量、1級水準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市内一円	平成20年3月26日

福岡県告示第633号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区岩崎三丁目、高江四丁目	平成20年3月18日

福岡県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基盤地図情報作成作業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市（門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区）	平成20年3月19日

福岡県告示第635号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

福岡県告示第636号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
116	大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号 イオンディライト株式会社	福岡市博多区博多駅前2-19-24 福岡市博多区保健福祉センター内	平成20年3月31日

福岡県告示第637号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（第四工区、第五工区）

飯塚市大字弁分字出口200番1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 齋藤 守史

福岡県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
外小竹土地改良事業共同施行	北九州市若松区大字小竹	平成20年3月20日

公 告

## 公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、次の者を同法第34条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により公示する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称

社会福祉法人豊徳会  
障害者就業・生活支援センターじゃんぱ

## 2 住所

田川郡福智町伊方610

## 3 事務所の所在地

田川市大字夏吉4205 - 3

## 4 指定年月日

平成20年4月1日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 落札に係る契約事項の名称

漁業取締船「しんぷう」及び「つくし」用免税軽油等の単価契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成20年3月24日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社寿石油

## (2) 住所

福岡市中央区大手門3丁目11番23号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,684,628円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成20年2月13日

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 処分をした年月日

平成20年3月28日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社春田建設	飯塚市平恒42	春田 統一	平成17年4月20日 福岡県知事許可（特-17） 第84043号

## 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法

人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成20年4月9日から平成20年4月23日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社春田建設は、平成18年5月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

また、平成19年5月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

車載式レーダースピードメーター賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年6月1日から平成25年5月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月18日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6676

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。



## 6 入札説明書の交付

(1) 平成20年4月9日(水)から平成20年4月18日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所  
4の部局とする。

## 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限  
平成20年4月18日(金) 午後6時00分

(2) 提出場所  
4の部局とする。

(3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

## 9 開札の日時及び場所

(1) 日時  
平成20年4月21日(月) 午前10時00分

(2) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(3) その他  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、

入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない

## 入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

**監査委員**

## 監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を商工部出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年4月9日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	森 田 俊 介

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

商工部の出先機関10機関に係る定期監査は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成20年2月13日から平成20年2月20日までの実日数5日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡商工事務所	平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	平成20年2月19日
久留米商工事務所	〃	平成20年2月20日
北九州商工事務所	〃	平成20年2月13日
飯塚商工事務所	〃	平成20年2月13日
計量検定所	〃	平成20年2月20日
大阪事務所	〃	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
工業技術センター	〃	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
工業技術センター 生物食品研究所	〃	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
工業技術センター イノベーション研究所	〃	平成20年2月19日
工業技術センター 機械電子研究所	〃	平成20年2月19日から 平成20年2月20日まで

## 2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還状況並びに旅費及びその他需用費の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
  - 商工使用料、商工手数料、商工受託事業収入、貸付金償還金等の調定及び収入状況
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 債権

債権管理状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡商工事務所

高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年度に比べて、37,978,000円増加している。(1件)

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を「貸付金、債務保証及び損失補償の状況」について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年4月9日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介

平成19年度  
行政監査結果報告書

福岡県監査委員

## 目次

第1 監査の概要	1
1 行政監査のテーマ	1
2 テーマ選定理由	1
3 監査の視点	1
4 監査対象事業及び監査対象機関	1
5 監査の方法	3
6 監査の実施期間	3
第2 監査の結果	4
1 貸付金、債務保証及び損失補償制度	4
(1) 貸付金	4
(2) 債務保証	4
(3) 損失補償	4
2 貸付金等の状況	4
(1) 地方債共同発行によって生ずる連帯債務	4
(2) 篠栗線・筑豊本線電化等事業資金無利子貸付金	5
(3) 地域総合整備資金貸付金	6
(4) 介護福祉士等修学資金貸付金	7
(5) 母子寡婦福祉資金貸付金	8
(6) 保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金	10
(7) 産地労働者福祉施設運営資金貸付金	11
(8) 中心市街地商業活性化基金貸付金	11
(9) 中小企業高度化資金貸付金	12
(10) 小規模企業者等設備導入資金貸付金	14
(11) 中小企業振興センターに対する損失補償	15
(12) 中小企業振興資金融資費	16
(13) 中小企業振興資金等損失補償費（福岡県中小企業振興資金融資制度）	17
(14) 中小企業資金供給新システム損失補償費	17
(15) 工業団地造成事業に係る債務保証	18
(16) 農業改良資金	19
(17) 担い手育成資金の融通に関する損失補償	20
(18) 林業・木材産業改善資金	21
(19) 漁業協同組合組織整備資金貸付金	22
(20) 漁業協同組合連合会運営資金貸付金	23
(21) 漁業信用基金協会運営資金貸付金	24

(22) 福岡北九州高速道路建設資金貸付金	.....	25
(23) 福岡北九州高速道路公社経営改善資金貸付金	.....	25
(24) 福岡北九州高速道路公社に対する債務保証	.....	26
(25) 道路公社貸付金	.....	27
(26) 道路公社に対する債務保証	.....	28
(27) 住宅供給公社貸付金	.....	28
(28) 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	.....	29
(29) 教育文化奨学財団奨学金貸付金	.....	31
(30) 奨学事業助成費（損失補償）	.....	32
(31) 地域改善対策奨学資金貸付金	.....	33
3 総合分析	.....	34
(1) 貸付金債権の状況	.....	34
(2) 単年度貸付金	.....	35
(3) 債務保証及び損失補償に係る将来負担	.....	36
(4) 総合所見	.....	37
ア 貸付金債権の管理について	.....	37
イ 債務保証及び損失補償に係る将来負担について	.....	37
ウ 貸付金、債務保証及び損失補償の財務諸表への表記について	.....	38
4 おわりに	.....	38
別表1 貸付制度及び債権管理マニュアル等の状況	.....	39
2 福岡県バランスシート(普通会計)	.....	40



## 第1 監査の概要

### 1 行政監査のテーマ

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定に基づき、「貸付金、債務保証及び損失補償の状況について」をテーマとして、行政監査を実施した。

### 2 テーマ選定理由

福岡県（以下「県」という。）では、産業振興や人材育成等の様々な行政目的の実現に向けて短期・長期の資金の貸付けや、資金の借入に伴う債務保証及び損失補償の制度を設けている。

一方、平成22年度からは、公会計制度改革が予定されており、貸借対照表等の財務諸表を整備し、県の資産状況等を県民に示すこととなっているほか、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成19年度決算から債務負担行為等の将来負担を含めた健全化判断比率等を公表することとなる。

このような状況のなか、多額となっている県の貸付金債権及び債務保証等は、今後の県財政に与える影響も大きいことから、資産としての貸付金債権の管理状況並びに将来負担となる可能性を有する債務保証等の事務の執行について監査することとした。

### 3 監査の視点

貸付金、債務保証及び損失補償に係る事務について、次の視点から監査を行った。

- (1) 貸付は、事業目的に沿って適切になされているか
- (2) 貸付金の台帳管理は、適切に行われているか
- (3) 担保又は保証人等の設定は、適切に行われているか
- (4) 滞納債権の把握、管理及び督促は、適切に行われているか
- (5) 徴収停止及び不納欠損の事務処理は、適切に行われているか
- (6) 貸付先等の団体の財政の健全性を把握しているか
- (7) 債務保証等のリスク管理は、適切になされているか

### 4 監査対象事業及び監査対象機関

#### (1) 監査対象事業

平成18年度に貸付けを行ったもの及び平成18年度末現在において貸付金債権を有するもの並びに平成18年度に債務保証又は損失補償契約を行ったもの及び平成18年度末現在で債務保証又は損失補償義務を負うものを対象とした。

監査対象を抽出するために予備調査を行ったところ、貸付金59事業、債務保証4事業、損失補償8事業であった。その中から貸付件数が多いもの、貸付金額が大きなもの、償還期限到来後の滞納額が多額なもの等を抽出し、平成18年度末貸付金債権等総額の九割を超える5,185,672百万円、計31事業を監査対象事業とした。

## (2) 監査対象機関等

監査対象とする31事業の貸付金等に係る制度及び債権管理等を所管する総務部財政課等本庁19機関並びに債権管理を行っている出先機関7機関、計26機関を監査対象機関とした。

また、監査対象とした貸付金を原資に貸付業務を行っている団体（金融機関を除く。）及び監査対象とした貸付金を団体運営のための資金としている団体に関係人として調査した（下表「監査対象事業及び監査対象機関並びに関係人」のとおろり）。

監査対象事業及び監査対象機関並びに関係人

No.	事業名	機関	機関名	関係人
1	地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	総務部	財政課	
2	篠栗線・筑豊本線電化等事業金無利子貸付金	企画振興部	交通対策課	
3	地域総合整備資金貸付金		地域政策課	
4	介護福祉士等修学資金貸付金	保健福祉部	保健福祉課	
5	母子募福福祉資金貸付金		児童家庭課	
			筑紫保健福祉環境事務所 遠賀保健福祉環境事務所 久留米保健福祉環境事務所 山門保健福祉環境事務所 嘉穂保健福祉環境事務所	
6	保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金		医療指導課	
7	産後地労働者福祉施設運営資金貸付金	生活労働部	労働政策課	(財)筑豊勤労者福祉協会
8	中心市街地商業活性化基金貸付金	商工部	商業・地域経済課	(財)福岡県中小企業振興センター
9	中小企業高度化資金貸付金		経営金融課	
10	小規模企業者等設備導入資金貸付金 (旧中小企業近代化設備資金貸付金を含む)		北九州商工事務所 飯塚商工事務所 (No. 9、10のみ)	(財)福岡県中小企業振興センター
11	中小企業振興センターに対する損失補償			
12	中小企業振興資金融資費			
13	中小企業振興資金等損失補償費 (福岡県中小企業振興資金融資制度)			
14	中小企業資金供給新システム損失補償費			
15	工業団地造成事業に係る債務保証		企業立地課	
16	農業改良資金	農政部	農業経済課	
17	担い手育成資金の融通に関する損失補償		農業振興課	

No.	事業名	機関名	関係人
18	林業・木材産業改善資金	水産林務部	
19	漁業協同組合組織整備資金貸付金	林政課	
20	漁業協同組合連合会運営資金貸付金	漁政課	福岡県漁業協同組合連合会
21	漁業信用基金協会運営資金貸付金	水産振興課	福岡県漁業信用基金協会
22	福岡北九州高速道路建設資金貸付金	土木部	福岡北九州高速道路公社
23	福岡北九州高速道路公社経営改善資金貸付金		
24	福岡北九州高速道路公社に対する債務保証		
25	道路公社貸付金		福岡県道路公社
26	道路公社に対する債務保証		
27	住宅供給公社貸付金	建築都市部	福岡県住宅供給公社
28	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	教育庁教育振興部	
29	教育文化奨学財団奨学金貸付金	高校教育課	(財)福岡教育文化奨学財団
30	奨学事業助成費（損失補償）		
31	地域改善対策奨学資金貸付金	人権・同和教育課	

## 5 監査の方法

監査対象機関から提出された調書に基づき調査及び契約書等関係書類の調査による監査を実施した。

## 6 監査の実施期間

平成19年8月29日から平成19年10月19日までの間に実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 貸付金、債務保証及び損失補償制度

県では、産業振興や人材育成、団体運営等の資金需要に対する公的支援として、貸付け、債務保証及び損失補償を行っている。

#### (1) 貸付金

貸付金は、県が資金を必要とする者に対し、資金の貸付を行うもので、その方法として、県が直接に貸付けを行うものと金融機関や公的団体等を通じて間接に貸付けを行うものがある。

なお、債権の管理について、自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）では、その原則が定められているが、それを何時、どの様に実施するか、具体的な判断基準としての債権管理マニュアル等が作成されている。

#### (2) 債務保証

債務保証は、資金を必要とする者への金融機関からの融資等に対し、債務が履行されない場合に、県が償還等の代位弁済義務を負うものである。なお、債務保証に関しては、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条により、県が、原則として会社その他の法人に対して債務保証を行うことは認められないが、例外として、地方道路公社法等の個別の法令において認められている法人及び総務大臣の指定を受けた法人の債務に対しては保証を行うことが認められている。

#### (3) 損失補償

損失補償は、特定の事業等により損失が生じた場合に県がその損失を補填する契約を二者間で締結するものである。例えば、融資に係る信用保証を行う者と損失補償契約を行うことにより融資の促進を図ること等のために利用されている。

## 2 貸付金等の状況

### (1) 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務

(単位：千円)

No.1	債務保証の対象	保証先	17年度末保証現在高	18年度新規保証額	18年度保証終了額	18年度末保証現在高2
1	共同発行された地方債証券 引受先金融機関等		3,348,000,000	1,294,000,000	0	4,642,000,000

※1 No.は、「監査対象事業及び監査対象機関並びに関係人」の表に付した番号を表示している。以下同じ。  
 ※2 金額は、単位未満を四捨五入していることから、合計金額は一致しないものがある。以下同じ。

#### (制度概要)

この連帯債務は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の7の規定に基づき、地方債証券を共同して発行する公共団体が、連帯して償還及び利息の支払いに責任を負うものである。

地方債の共同発行は、一定の発行額を確保することで地方債の消化を有利かつ安定的に行うことを目的として、総務省の主導により平成15年度から制度化され

たものである。

なお、県は、地方分権の流れの中で、従来の共同発行方式から、自ら交渉し、自主的に発行条件を決定する個別条件決定方式へ平成18年9月から移行している。

平成18年度において、県は、北海道ほか27団体と総額1,324,000,000千円の地方債を共同で発行しており、県の起債額30,000,000千円を除く1,294,000,000千円について、連帯して債務保証を行っている。

(保証実行)

共同発行にかかる地方公共団体が、仮に財政再生団体となっても収支不足額を振り替えるために再生振替特例債の発行が認められることなどから、共同発行に係る連帯保証に基づき弁済する事態は発生し得ないものと考えられる。

## (2) 篠栗線・筑豊本線電化等事業資金無利子貸付金

(単位: 千円)

No.	対 象	17年度末債権現在直 金		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在直 金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	九州旅客鉄道株式会社	10	3,400,300	0	0	0	382,500	10	3,017,800
	うち滞納債権*2	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度債権	取 入	損 免 除	そ の 他	貸付利息	無利息	延滞利息	10.75%	保証人等 無し	
消滅額の内訳	382,500	0	0	貸付期間	5年	償還期間	15年		
うち滞納債権	0	0	0	免除規定	無し				
備 考									

※1 件数は、貸付契約件数である。一人で複数の貸付けを受けている者があるので債務者数とは一致しない。以下同じ。

※2 滞納債権は、償還期限後も未収となっている債権のことであり、督促状が発せられた債権を計上している。以下同じ。

### (制度概要)

この貸付金は、筑豊地域の振興と福岡都市圏の交通体系の確立の観点から、篠栗線・筑豊本線の整備拡充が求められたが、採算性の面等から九州旅客鉄道株式会社単独での事業化が困難であったため、県は、(財)福岡県産炭地域振興センター一からの貸付金を原資に九州旅客鉄道株式会社に建設資金の一部を平成9年度から平成13年度までの5年間に40億円を貸し付けたものである。

### (債権管理)

事業完了後の現在、県は、平成28年度までの償還に係る債権管理を行っており、九州旅客鉄道株式会社は約定どおり償還している。

(3) 地域総合整備資金貸付金

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債務残高		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	民間事業者(法人)等	14	4,332,005	0	0	2	537,477	12	3,794,528
	うち滞納債権	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度債権	取入	欠	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	14.5%	保証人等
消滅額の内訳	537,477	0	0	0	貸付期間	4年以内	償還期間	15年以内	金融機関の連帯保証
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	無し			
備	要								

(単位：千円)

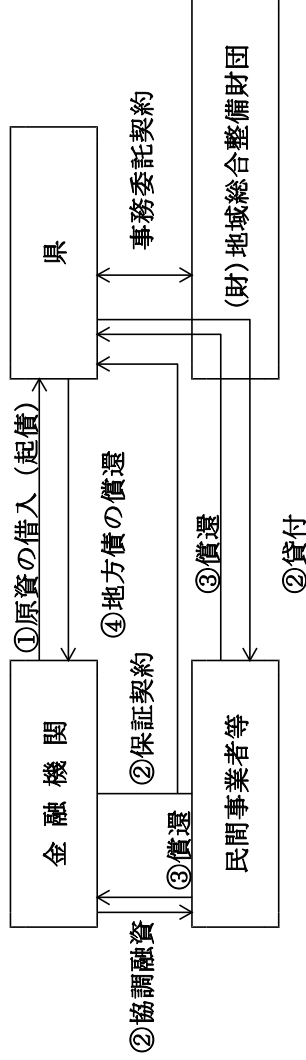
(制度概要)

この貸付金は、地域振興及び地域経済の活性化に役立つ民間事業者に対する融資制度であり、「ふるさと創生」事業の一環として平成2年度に制度が設けられたものである。

民間事業者に対し、6億円を超え24億円までの高額貸付けを行っており、さらに金融機関から約4倍の協調融資が義務付けられている。

したがって、多額の融資が可能であるため、大規模店舗の進出、誘致企業の工場建設等の事業に貸付けが行われている。

貸付原資は県債発行によって賄われている。



(制度運用)

平成18年度の貸付実績はなかつたが、平成14年度に2件、平成15年度及び平成16年度に各1件の貸付けが行われていた。

なお、貸付けや債権管理等の事務は(財)地域総合整備財団に委託する制度となっている。

(債権管理)

県が貸し付けている資金については金融機関が保証を行っているため、債権は担保されている。

## (4) 介護福祉士等修学資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
4	介護福祉士等養成施設在学者	472	208,869	24	10,296	28	13,012	468	206,154	
	うち滞納債権	—	3,002	—	632	—	0	—	3,634	
18年度債権	収入	欠	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	14.5%	保証人等	連帯保証人
消滅額の内訳	2,217	0	10,795	0	貸付期間	在学期間	償還期間	貸付期間と同期間		
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	有(7年の介護業務従事、死亡、心身の故障)				
備	要									

## (制度概要)

この貸付金は、介護福祉士又は社会福祉士の人材確保及び質の向上を図るため、修学資金を貸し付けるもので、平成5年度から国の補助を受けて貸付けが行われている。

県内の社会福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士として原則7年間業務に従事したときに償還が免除となる。

国の補助金については、償還額が貸付予定額を超える場合に、その二分の一の額(補助金相当)を国に返還することとされている。

## (制度運用)

貸付けに係る書類の受付業務については、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会に委託している。

貸付契約にあたって、期限の利益の喪失(一括償還)に関する規定が設けられていなかった。

## (債権管理)

債権管理については、「介護福祉士等修学資金貸付金債権管理マニュアル」が作成されていたが、法的措置による回収手続きの一部については具体性に欠けていた。

近年、滞納額が増加しているが、平成18年度は、催告状等を郵送するのみで、債務者及び連帯保証人等への電話や訪問等による接触は図られていなかった。

また、これまでの債務者等との交渉記録が整理されていなかった。

## 【監査意見】

- ① 中途退職等により償還義務が確定した債務者に対しては、電話や訪問等により接触を図り滞納債権とならないような措置を講ずべきである。また、滞納債権となった場合には、債務者との面談などによる速やかな償還指導が必要である。

② 債務者との交渉記録は、償還指導や債権回収方針を決定する場合などの貴重な資料となることから、適切に記録し整理しておくことが必要である。

③ 期限の利益の喪失条項の規定は、履行遅滞等を防ぐ意味において重要な要因となることから、契約条項として設けることが望まれる。

④ 特段の理由もなく督促に応じない場合のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きについても具体的に整備しておくことが望まれる。

(債権管理マニュアルの作成状況は、別表1、39頁参照)

#### (5) 母子寡婦福祉資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債務発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5	母子家庭の母又はその子及び寡婦	18,433	3,622,359	1,296	513,393	213	473,694	19,516	3,662,057
	うち滞納債権	—	603,191	—	135,592	—	110,588	—	628,195
18年度債権	収入	免除	その他	貸付利息	無利息*	延滞利息	10.75%	保証人等	連帯保証人
消滅額の内訳	472,509	1,185	0	貸付期間	在学期間	債還期間	貸付期間の2倍(私立3倍)		
うち滞納債権	109,403	1,185	0	免除規定	無				
摘	利率等については、修学資金の場合を記載している。生活資金等については、有利息となる場合がある。								

#### (制度概要)

この貸付金は、昭和28年度に母子家庭の経済的自立を図るために設けられた制度であり、県は、国からの借入金及び県の一般会計からの繰入金を原資として、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計を設けている。

なお、特別会計の決算剰余金の額が、過去3年間の貸付実績平均額の二倍を超える場合は、その概ね三分の二の額(借入金相当)を国に返還しなければならぬとされているが、返還を必要とするまでには至っていない。

#### (制度運用)

修学資金や就学支度資金のほか事業開始資金、生活資金、住宅資金等として貸付けが行われており、そのおおよそ九割が修学資金や就学支度資金となっている。

#### (債権管理)

債権管理については、「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に従って、主に保健福祉環境事務所で行われているが、このマニュアルは、法的措置による回収手続きの一部については具体性に欠けていた。

平成18年度においては、児童家庭課、保健福祉環境事務所及び県内の市の福祉



事務所（政令市を除く）で構成する母子寡婦福祉資金償還対策会議（事務局児童家庭課）において定められた償還対策方針に従い、8月～12月を償還対策強化期間とし、初期・中期滞納者を中心に償還指導がなされていた。

そのほか、3ヶ月以上の滞納者及びその連帯債務者に催告状と連帯保証人に対し保証債務履行請求書の送付がなされていた。

また、母子自立支援員（職員）、償還指導員（嘱託）及び母子福祉協力員（嘱託）が滞納者宅を訪問し償還指導を行う際に、滞納者からの依頼により現金受領が行われており、滞納者の便宜を図ることで回収が進められていた。しかし、母子自立支援員等を現金出納員とする保健福祉環境事務所での手続きがなされていなかった。

貸付金の償還は、分割償還となっているが、債務者の生活保護受給等、特別の事情により債務者から一部納付の申出があった場合は、その償還額をさらに分割した納付書を発行し、これに基づき償還を行わせていた。

このため、納付中の分割債権は時効が中断しているものの、当該分割債権以外の分割債権については既に時効期間が経過をしているものが見受けられた。一部の債務者からは債務承認書が徴され、時効中断措置がとられているものもあったが、債務承認書を徴していないものや、債務承認書を徴してから年数が経過しているものがあった。

さらに、完納の見込みがたっていないにもかかわらず、連帯保証人への履行請求がなされていないものも見受けられた。

#### 【監査意見】

- ① 所属長は、母子自立支援員等に現金出納員としての職務を行わせる場合は、財務規則第10条の規定に基づき手続きが必要である。
- ② 債権回収において、分割償還額を再分割した償還が行われていることから、分割債権の中には既に時効期間が経過している債権が見受けられたので、時効中断措置をとる必要がある。また、滞納が継続した場合には、連帯保証人に対して履行請求を行う必要がある。
- ③ 特段の理由もなく督促に怠らない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きについても具体的に整備しておくことが望まれる。

## (6) 保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
6	看護師等を養成する養成学校又は養成所 成所在学者	1,536	1,692,253	363	135,639	242	108,338	1,717	1,719,554	
	うち滞納債権	—	38,485	—	14,949	—	19,794	—	33,639	
18年度債権	収入	欠	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	10.75%	保証人等	連帯保証人
消滅額の内訳	61,662	0	46,676	0	貸付期間	在学期間	償還期間	貸付期間と同期間		
うち滞納債権	19,794	0	0	0	免除規定	有(5年の特定施設従事、死亡、心身の故障)				
備	要									

## (制度概要)

この貸付金は、保健師、助産師、看護師等の人材確保を図るため、修学資金を貸し付けるもので、昭和37年度から国の補助事業として制度が設けられたものである。しかし、平成17年度に国の補助制度が廃止されたことから、県では一般財源を原資として制度を継続している。

県が指定した小規模の病院や診療所等の特定施設において5年間従事したときに償還が免除となる。

国の補助金については、償還額が貸付予定額を超える場合に、その二分の一の額(補助金相当)を国に返還することとされている。

## (制度運用)

貸付契約にあたって、期限の利益の喪失に関する規定が設けられていなかった。

## (債権管理)

債権管理については、「看護師等修学資金貸付金債権管理マニュアル」が作成されていたが、法的措置による回収の手続きや不納欠損等の債権整理を行なう具体的基準についての記載はなかった。

滞納債権の回収について、平成18年度は、連帯保証人への催告等の強化や、償還計画の見直しにより、現年度及び過年度の収入率とともに改善されていた。

## 【監査意見】

- ① 期限の利益の喪失条項の規定は、履行遅滞等を防ぐ意味において重要な要因となることから、契約条項として設けることが望まれる。
- ② 特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続等の段階まで含めて整備しておくことが望まれる。

## (7) 産地労働者福祉施設運営資金貸付金

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
7	(財)筑豊勤労者福祉協会他1団体 うち滞納債権	0	0	2	43,000	2	43,000	0	0
18年度債権	収入 欠 損 免 除 その他			貸付利息 無利息	延滞利息 10.75%			保証人等 無し	
消滅額の内訳	43,000	0	0	貸付期間 1年	償還期間 一括				
うち滞納債権	0	0	0	免除規定 無し					
備 要									

## (制度概要)

これは、勤労者福祉施設の円滑な運営及び利用促進を図ることを目的としたもので、(財)若宮研修センターに対しては昭和53年度から、(財)筑豊勤労者福祉協会に対しては昭和45年度から、運営資金の貸付けを行ってきたものである。

この貸付金は、年度当初に貸付を行い、年度末に償還がなされる単年度の貸付金(以下「単年度貸付金」という。)となっているが、当初から単年度貸付が続いている。

## (制度運用)

(財)若宮研修センターは、スコローレ若宮(雇用促進事業団設置、体育施設のみ県設置)の管理運営を行っている団体であり、県は平成18年度に13,000千円の貸付けを行っている。

なお、平成16年度までに施設が若宮町(現宮若市)に譲渡されたことから、平成18年度をもって(財)若宮研修センターに対する貸付けは終了した。

(財)筑豊勤労者福祉協会は、筑豊ハイツ(雇用促進事業団設置、体育施設のみ県設置)の管理運営を行っている団体であり、県は平成18年度に30,000千円の貸付けを行っている。

この貸付けについても、平成18年度までに施設が飯塚市へ譲渡されていることから、平成20年度をもって貸付けを終了する予定となっている。

なお、(財)筑豊勤労者福祉協会は、平成3年以降単年度欠損を生じていたが、経営改善を進めたことから平成20年度には累積欠損の解消を見込んでいる。

## (8) 中心市街地商業活性化基金貸付金

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
8	(財)福岡県中小企業振興センター うち滞納債権	1	500,000	0	0	0	0	1	500,000
18年度債権	収入 欠 損 免 除 その他			貸付利息 無利息	延滞利息 10.75%			保証人等 有価証券への質権設定	
消滅額の内訳	0	0	0	貸付期間 10年	償還期間 一括償還				
うち滞納債権	0	0	0	免除規定 無し					
備 要									

## (制度概要)

この貸付金は、中小商業の活性化のための事業を助成するため、(財)福岡県企業振興公社(現「(財)福岡県中小企業振興センター」、以下「中小企業センター」という。)に対し、県が、平成12年3月に貸し付けたものである。

その財源は、(財)中小企業事業団(現「独立行政法人中小企業基盤整備機構」、以下「中小企業基盤整備機構」という。)からの無利子融資を原資としている。

## (制度運用)

中小企業センターは、この貸付金を原資として基金を造成し、基金の運用益及び運用益と同額の県補助金を合わせて「TMO(街づくり推進機関)」へ助成金を支出している。

平成18年度においては、3件4,697千円の助成(補助)が行われていた。

## (債権管理)

県は、中小企業センターが基金の運用として購入している有価証券に対し、質権を設定しているため、債権は担保されている。

## (9) 中小企業高度化資金貸付金

(単位: 件、千円)

No.	対 象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
9	共同化、職業化を行う中小企業者	144	22,334,521	1	312,276	9	2,052,964	136	20,593,833
	うち滞り債権	—	3,555,384	—	133,669	—	546,750	—	3,142,303
18年度債権	収 入	欠 損	免 除	そ の 他	貸付利息	0.95%*	延滞利息	10.75%	保証人等 連帯保証人・担保
消滅線の内訳	1,674,924	70,315	0	307,725	貸付期間	—	償還期間	20年以内	
うち滞り債権	168,710	70,315	0	307,725	免除規定	無し			
備 考	公害防止施設、環境保全施設を整備する場合や特別の法律の認定を受けた計画に基づく場合は無利息								

## (制度概要)

この貸付金は、中小企業者が組合等を組織することにより工場、店舗等の集団化、共同化等を行い、中小企業構造の高度化を図り近代化を進めることを目的に、昭和31年度から実施されている。

県は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計を設け、中小企業基盤整備機構からの借入金及び県の一般会計からの繰入金を原資として中小企業者の組合等に貸付けを行っている。

中小企業基盤整備機構からの借入金については、償還額のうち、概ね三分の二の額(借入金相当)を同機構に返還している。

**(債権管理)**

債権管理については、「債権管理事務の手引き」に従って商工事務所で行われているが、平成17年度からは、旧中小企業設備近代化資金貸付金債権と併せて債権回収事務等を、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）に基づき債権回収会社(以下「サービサー」という。)に委託しており、県はサービサーと連携しながら債権回収に努めている。

サービサーへの委託内容は、督促等の回収に係る業務及び債務者等の償還見込みに係る調査であり、平成18年度は、委託料19,178千円で契約を行い、面談や電話による督促、競売等の申立を行い、競売手続きにより3件91,341千円を回収したほか、分割償還の増額により7件17,859千円分の回収の早期化がなされた。

このほか、破産事件進捗調査、債務者及び保証人の相続人の調査等により、残余財産や相続放棄等の状況が明らかになったことから、9件93,384千円が不納欠損処理されていた(件数、金額は旧中小企業設備近代化資金貸付金債権を含む)。

なお、平成19年度からは、中小企業基盤整備機構が都道府県と共同してサービサーとの契約を行うこととなり、県単独でのサービサーへの委託契約は行われていない。

平成18年度末現在で3,142,303千円の滞納債権が存している。その債務者である組合等の多くは倒産しているため、連帯保証人へ請求することとなるが、支払能力等の調査に時間を要することなどにより、債権回収が進んでいない状況にある。

平成18年度中に消滅した滞納債権546,750千円のうち、「その他」の307,725千円については、免責的債務引受によるものであった。

債務引受契約において同時に償還期限を延長していることから、この債務引受の決裁は、履行延期の特約に係る決裁規程の類推適用により所管課長で行われていた。

**【監査意見】**

- ① サービサーの活用などにより、滞納債権の回収及び債権の整理が進められたところであるが、なお31億円余の滞納債権があることから、滞納債権の回収に一層努めることが必要である。また、著しく回収困難な債権については整理することも検討すべきである。
- ② 本件の債務引受の決裁については、新たな貸付金の支出は伴わないものの、債務者を変更する新たな契約であることから、契約締結に関する決裁権者とすべきであったものと考えられる。

## (10) 小規模企業者等設備導入資金貸付金

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債務残高		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
10	(財)福岡県中小企業振興センター	67	4,272,700	6	705,100	6	600,389	67	4,377,411	
	うち滞納債権	—	184,607	—	0	—	27,114	—	157,493	
18年度債権	取入	欠	除	その他	貸付利息	無利息*	延滞利息	10.75%	保証人等	無し
消滅額の内訳	577,320	23,069	0	0	貸付期間	—	償還期間	8年		
うち滞納債権	4,046	23,069	0	0	免除規定	無し				
摘	貸付条件は、新制度の間接貸付先へのもので、滞納債権は県が直接貸し付けていた旧制度の中小企業設備近代化資金貸付金に係るものである。									

(単位：件、千円)

## (制度概要)

この貸付金は、小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を図ることを目的としたもので、小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計において、国からの借入金及び県の一般会計からの繰入金を原資として中小企業センターに貸付けを行っている。

国からの借入金については、償還額が貸付予定額を超える場合に、その二分の一の額(借入金相当)を国に返還している。

## (制度運用)

中小企業センターでは、この貸付金及び金融機関等からの借入金を原資として、小規模企業者に、無利子の設備購入資金の貸付けを行なうほか、設備貸与事業として、設備を購入して、割賦販売及びリースを行っている。

この貸付金は、平成11年度まで実施されていた「旧中小企業設備近代化資金貸付」制度を再構築したもので、設備購入資金の貸付については、貸付方式も直接貸付方式から中小企業センターを介した間接貸付方式に変更されている。

小規模企業者から中小企業センターへの償還と中小企業センターから県への償還の時期に差が生じること等から、平成18年度末日において約15億円の資金が、中小企業センターに滞留する状況がみられたが、普通預金口座に保管されており、特に運用はなされていなかった。

一方、本件貸付事務に要する経費については、県からの補助がなされている。また、中小企業センターでは、割賦販売債権及びリース契約債権については、正常債権の千分の二十及び不良債権の百分の五十の引当が行われているが、設備購入資金貸付については引当が行われていなかった。

## (債権管理)

県が直接貸し付けていた旧中小企業設備近代化資金貸付金に係る滞納債権の管理については、前述の「中小企業高度化資金貸付金(No.9)」と併せて商工事務所で行われているが、平成17年度及び平成18年度については、債権回収及び調査の業務をサードパーティーに委託していた。この結果、滞納債権については滞納者の状況把握等、一定の整理が図られたことから、平成19年度からは、所管課に嘱託職員を1名配置して回収業務に専任させることとしている。

### 【監査意見】

中小企業センターに高額の資金滞留が見受けられることから、県において、資金の現況を把握し、効率的な運用について指導を行い、事務費補助の軽減等を図るよう検討が望まれる。

### (11) 中小企業振興センターに対する損失補償

No.	対象	補償先	17年度末補償現在高	18年度新規補償額	18年度補償終了額	18年度末補償現在高
11	小規模企業等設備導入資金貸付	(財)福岡県中小企業振興センター	2,031,500	190,000	240,000	1,981,500

(単位：千円)

#### (制度概要)

この損失補償は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業の実施に伴い、中小企業センターに損失が生じた場合に、県がその損失を補償するものである。

#### (制度運用)

平成18年度契約では、190,000千円を限度として損失補償しているが、これは、平成18年度において設備購入資金の貸付け又は設備貸与事業を行ったものについて、平成31年度まで補償するものである。

中小企業センターは、未収金が生じた年度終了後3ヶ月を経過してもなお回収できなかつたときは、損失補償を県へ請求できるものとなっている。

補償実行後に回収された償還金については、県に返還されることになっている。上記の表の年度末補償現在高は、旧制度である中小企業設備近代化資金貸付事業で行われていた設備貸与事業に係る損失補償契約額を含んだ補償限度額から実行済の補償額を控除した額の累計を計上している。「18年度補償終了額」は、補償期限が平成18年度までとなっている補償契約額である。

#### (補償実行)

平成17年度において、8,500千円の損失補償が実行されていたが、これは、回収不能となった平成13年度の貸付けに係る債権1件を償却する際に、未収となった債権額を一括して補償したものである。

平成18年度においては、損失補償の実行は行われていない。

### 【監査意見】

中小企業センターは、毎年度終了後3ヶ月を経過しても回収できなかつたものについて県へ補償を請求できることとなっているが、中小企業センターが償却するときに県へ請求されていたので、補償実行後の回収返還事務等も考慮したうえで、実態と合った契約条項となるよう検討が望まれる。

(12) 中小企業振興資金融資費

(単位：千円)

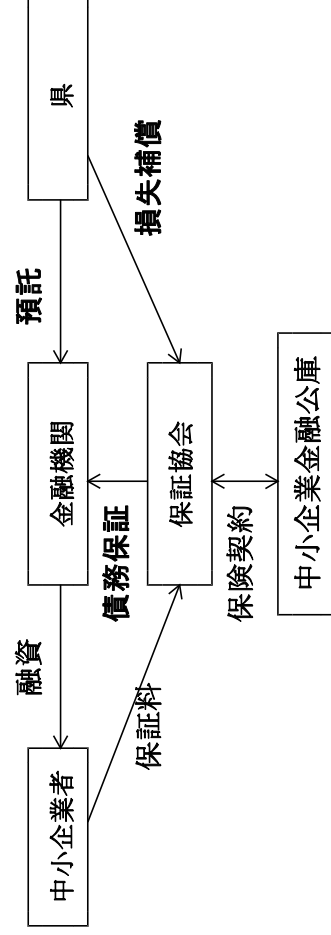
No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	金融機関	0	0	19	61,034,000	19	61,034,000	0	0
	うち滞債権	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度債権	収入	欠損	免除	その他	貸付利息	定期預金等の金利	延滞利息	保証人等	無し
消滅額の内訳	61,034,000	0	0	0	貸付期間 1年	償還期間 一括			
うち滞債権	0	0	0	0	免除規定 無し				
備	要								

(制度概要)

県は、中小企業者の経営の活性化、安定化等に必要な事業資金の円滑な調達を支援するため、下図のように、金融機関に対して融資のための原資の預託を行い、当該金融機関は低利で融資を行う、福岡県中小企業振興資金融資制度（以下「制度融資」という。）を設けている。

制度融資では、福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が債務保証を行うこととされている。

この中小企業振興資金融資費は、制度融資を行う金融機関に対して、前述のように、融資のための原資を前年度の融資実績に応じて預託しているものである。



(制度運用)

預託を受けた金融機関は、知事が定める融資目標額以上の融資を行うこととされており、預託額の約4倍の金額が金融機関から中小企業者に貸し出されている。

預託の効果として、制度融資では、市中金利（2.1%～2.5%）より低い利率（1.6%～1.9%）で貸付けが行われている。

(債権管理)

預託金は、ペイオフ対策として、預金保険制度による保護の対象を超える額のうち、県債引受等による相殺可能部分については譲渡性預金又は大口定期預金に、そのほかは決済用普通預金に預託されている。

このため、610億円の預託に対し、15,266千円の利息収入となっており、平均すると0.025%の利回りとなっている。



## (13) 中小企業振興資金等損失補償費（福岡県中小企業振興資金融資制度）

(単位：千円)

No.	対象	補償先	17年度末補償現在高	18年度新規補償額	18年度補償終了額	18年度末補償現在高
13	中小企業振興資金融資制度	福岡県信用保証協会	3,544,028	998,000	648,536	3,893,492

## (制度概要)

この中小企業振興資金等損失補償費（福岡県中小企業振興資金融資制度）は、制度融資において、保証協会が債務保証に基づいて金融機関に代位弁済を実行した場合に、県がその損失の一部を補償するものである。（16頁図参照）

## (制度運用)

保証協会は、その保証債務について中小企業金融公庫と保険契約を結んでいる。県が補償する額は、保証協会が行った当該年度の代位弁済額から年度中に回収した金額及び保険契約により得た保険金額を控除した額の二分の一（資金の種類によっては三分の二）となっている。

県の補償実行後に保証協会が求償権の行使により回収した金額については、県の損失補償の負担割合に応じて、県へ速やかに返納する契約となっている。

その返納額相当分については、それぞれの契約年度の補償限度額に加えられることとなっている。平成18年度における、保証協会から県への返納額は、307,165千円であった。

上記の表中、「18年度補償終了額」は、償還完了により消滅した補償義務額と平成18年度に補償を実行した額の合計額から保証協会から返納されたことにより限度額に加えられた額を控除した額となっている。

## (補償実行)

平成18年度の契約では、総額998,000千円を限度額としており、平成29年度までの期間中、代位弁済実行の翌年度に損失補償を行うものとされている。

平成7年度から平成17年度までの損失補償契約に基づき、平成18年度において、県は保証協会に対し717,316千円を支払っている。

## (14) 中小企業資金供給新システム損失補償費

(単位：千円)

No.	対象	補償先	17年度末補償現在高	18年度新規補償額	18年度補償終了額	18年度末補償現在高
14	中小企業資金供給新システム	福岡県信用保証協会	1,128,691	400,000	79,970	1,448,721

## (制度概要)

県は、制度融資に加え、平成15年12月からは、担保や保証人不要で融資を受け

ることができ、中小企業資金供給新システム（以下「元氣フクオカ資金」という。）を新設し、中小企業の緊急の資金需要に対応している。

この元氣フクオカ資金の融資制度の枠組みについては、前述の制度融資の枠組と同様であり、中小企業資金供給新システム損失補償費は、保証協会が、金融機関に代位弁済を実行した場合に、県がその損失の一部を補償する契約を行うものである。

ただし、金融機関に対する預託は行っていない。（16頁図参照）  
（制度運用）

県が補償する額は、保証協会が行った当該年度の保証に係る代位弁済額から年度中に回収した金額及び保険契約により得た金額を控除した額の三分の一となっている。

（補償実行）

平成18年度の契約では、総額400,000千円を限度額として、平成29年度までの期間中、代位弁済実行の翌年度に損失補償を行うものとされている。

県は、平成15年度から平成17年度までの損失補償契約に基づき、平成18年度において、保証協会に対し81,410千円を支払っている。

なお、平成18年度においては、保証協会が求償権の行使により回収した金額のうち、県の損失補償の負担割合に対応する1,439千円が返納されていた。

#### （15）工業団地造成事業に係る債務保証

（単位：千円）

No.	対象	保証先	17年度末保証現在高	18年度新保証額	18年度保証終了額	18年度末保証現在高
15	工業団地造成事業	福岡県土地開発公社	0	35,041	35,041	0

（制度概要）

県は、地域振興整備公団及び県の共同事業として計画された工業団地造成事業のための環境アセスメントを福岡県土地開発公社に代行させた。

福岡県土地開発公社が、平成11年にその事業資金を金融機関から借り受ける際に、県が債務保証を行ったものである。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定に基づいたものである。

（保証実行）

福岡県土地開発公社のこの借入金は、造成した工業団地の分譲代金で返済する予定であったが、平成16年に地域振興整備公団の業務を引き継いだ中小企業基盤整備機構は、本件の事業採択を未だ行っておらず、工業団地造成の見込みが立っていない。

そのため、平成18年度以降の利子負担の軽減を図るべく、県は、福岡県土地開発公社が借り入れた32,560千円に利子2,481千円を含めた35,041千円を債務保証に基づき弁済した。

## (16) 農業改良資金

(単位: 千円)

No.	対 象	17年度未償権現在高		18年度債務止額		18年度償権消滅額		18年度未償権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
16	農業者(直貸)、融資機関(転貸)	281	868,518	0	0	58	219,336	223	649,181	
	うち滞納債権	—	124,736	—	26,247	—	13,655	—	137,328	
18年度償権	収入	欠	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	12.25%	保証人等	連帯保証人
消滅額の内訳	219,336	0	0	0	貸付期間	—	償還期間	10年(12年)		
うち滞納償権	13,655	0	0	0	免除規定	無し				
備 考										

## (制度概要)

この貸付金は、新しい農業技術制度の普及奨励を図ることを目的に昭和31年度に創設されたものである。県は、農業改良資金助成事業特別会計を設け、国の補助金及び県の一般会計からの繰入金等を原資として貸付けを行っているものである。

国の補助金については、償還額が貸付予定額を超え貸付財源に余剰金が生じた場合に、その三分の二の額(補助金相当)を国に返還している。

## (制度運用)

平成18年度の貸付実績はなかつたが、平成15年度及び平成17年度に各1件の貸付けが行われていた。

平成14年度からは県が直接農業者に貸し付ける方式(直貸方式)に加え、融資機関を通して農業者に貸し付ける方式(転貸方式)が導入されており、平成15年度以降の貸付けは転貸方式で行われていた。

## (債権管理)

現在の滞納債権は、全て平成14年度までの直貸方式による貸付けに係るものである。

債権の保全及び回収の一部は、福岡県信用農業協同組合連合会に委託されており、特に滞納の初期段階において重要な役割を果たしている。早期に債権の回収が見込めない債務者については、農業経済課が中心となって農林事務所及び委託先と連携しながら、償還計画等について面談を実施すると共に、営農継続者については、地域農業改良普及センターを通じて技術指導や経営指導を行なうなど、滞納の解消に努めている。

このような債権管理については、「農業改良資金債権回収マニュアル」が作成されていたが、法的措置による回収の手続きや不納欠損等の債権整理を行なう具体的基準についての記載はなかつた。

なお、転貸方式による貸付けについては、県は融資機関(農業協同組合等)に対して貸付を行っているため、県への償還が滞る可能性はないと考えられる。

**【監査意見】**

特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続等の段階まで含めて整備しておくことが望まれる。

**(17) 担い手育成資金の融通に関する損失補償**

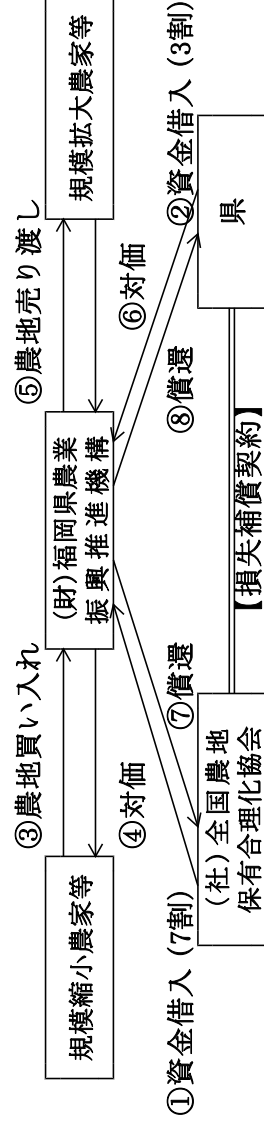
No.	対象	補償先	17年度末補償現在高	18年度新規補償額	18年度補償終了額	18年度末補償現在高
17	担い手支援農地保有合理化事業	(社)全国農地保有合理化協会	0	620,814	542,780	78,034

(単位:千円)

**(制度概要)**

この損失補償は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき（財）福岡県農業振興推進機構が、農地購入資金（担い手育成資金）を（社）全国農地保有合理化協会から借り入れる際に、その担保措置として県が同協会と損失補償契約を締結するものである。

この担保措置は、農林水産省経営局長通知（平成14年4月1日13経営7027号）により行っているものである。



※ ④の対価を支払うため、(社)全国農地保有合理化協会から7割、県から3割を借入れる。  
 ※ ⑥の対価を得た場合、(社)全国農地保有合理化協会へ7割、県へ3割を返済する。

**(制度運用)**

平成18年度の新規補償額620,814千円は、損失補償限度額である。実際に損失補償の対象となった借入金額は453,375千円で、そのうち年度末現在での補償残額は78,034千円であったが、借入金は平成19年12月に返済されている。

**(補償実行)**

(財)福岡県農業振興推進機構は、農地を購入しようとする規模拡大農家からの申し出後に借入を行っていることから、対価の支払いが速やかに行われるため、損失補償契約に基づく補償の実行の可能性は低いものと考えられる。

## (18) 林業・木材産業改善資金

No.	対 象	17年度債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度未償権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
18	林業従事者、木材産業、その団体等 うち滞納債権	103	154,302	8	19,910	29	38,937	82	135,275
	18年度債権	—	9,917	—	0	—	0	—	9,917
	回収	入	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	12.25%	保証人等
	消滅額の内訳	38,937	0	0	貸付期間	—	償還期間	10年以内*	連帯保証人・担保*
	うち滞納債権	0	0	0	免除規定	無し			
備 考	貸付額により異なる								

(単位:件、千円)

## (制度概要)

この貸付金は、木材産業の経営改善や林業労働従事者の確保等を目的として昭和51年度に設けられたものである。県は、林業改善資金助成事業特別会計を設け、国の補助金及び県の一般会計からの繰入金等を原資として貸付けを行っている。国の補助金については、償還額が貸付予定額を超え貸付財源に余剰金が生じた場合に、その三分の二の額（補助金相当）を返還することとされている。

## (制度運用)

貸付けは、直貸方式と転貸方式があるが、本県では、全て直貸方式で貸付けが行われていた。

これは、転貸方式による貸付けの場合は、融資機関において債務者に対し独立行政法人農林漁業信用基金の保証を求めることになるが、同基金の出資者でなければ保証が受けられないことなどが要因と考えられる。

## (債権管理)

債権の保全及び回収の一部は、福岡県森林組合連合会及び福岡県木材協同組合連合会（以下「県森連等」という。）に委託されており、特に滞納の初期段階において重要な役割を果たしている。早期に債権の回収が見込めない債務者については、林政課が中心となって農林事務所及び委託先と連携しながら、面談による償還指導等を行い、債権の回収に努めている。

なお、現在の滞納債権は、平成13年度に発生したものであるが、強制執行等の法的手続きによる債権回収が行われていた。

債権管理については、「林業・木材産業改善資金滞納者督促マニュアル」が作成されていたが、債務者等の状況把握及び不納欠損等の債権整理を行なう具体的な基準についての記載はなかった。

償還が危惧されるような事態は、委託している県森連等からの報告により林政課及び地元の農林事務所において把握ができることから、契約書等において債務

者等の状況報告は求められていない。

**【監査意見】**

- ① 債務者等の状況を把握し、債権保全をより確実に図る上から、貸付契約書等において、経営状況等の報告を求めるとも検討すべきである。
- ② 債権管理マニュアルは、債務者等の状況把握の方法、さらには、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続等の段階まで含めて作成することが望まれる。

**(19) 漁業協同組合組織整備資金貸付金**

No.	対 象	17年度末債権現在高		18年度債務発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	合併又は新設漁業協同組合	0	0	4	429,000	4	429,000	0	0
	うち滞納債権	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度債権	収 入	損 免	除 外	そ の 他	貸付利息	0.03%*	延滞利息	10.75%	保証人等
消滅額の内訳	429,000	0	0	0	貸付期間	1年	償還期間	一括	連帯保証人
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	無し			
備 考	新設漁協に係る利率で、合併漁協は無利息								

(単位:件、千円)

**(制度概要)**

この貸付金は、合併又は設立される漁業協同組合に対し、その経営安定に向けての負担軽減を図るため、無利子又は低利貸付けを行う単年度貸付金である。

貸付を受けた漁業協同組合は、その運用益を用いて合併又は設立当初の施設整備や組織の基盤強化の経費の一部に充てている。

**(制度運用)**

平成9年度に漁協組織再編構想の策定が行われた後は、当該構想に沿った漁協の合併支援策として実施されている。

平成18年度は、次のとおり、宗像漁業協同組合ほか3漁協に対し貸付けが行われていた。

貸付先	貸付金額	種別	貸付実績
宗像漁業協同組合	141,000千円	合併	平成16年度～平成18年度
遠賀漁業協同組合	108,000千円	合併	平成16年度～平成18年度
柳川漁業協同組合	110,000千円	合併	平成17年度～平成18年度
新大牟田漁業協同組合	70,000千円	新設	平成17年度～平成18年度

各漁協の運用益の実績については報告が求められていなかった。

なお、単年度の貸付契約としつつも、実際には、3年以上継続して貸付けが行われていた。単年度の契約が繰り返されていることから、漁協では、毎年契約を行うために必要な収入印紙、印鑑証明等の貸付申請のための経費が負担となっている。

### 【監査意見】

- ① 漁業協同組合への貸付にあたっては、元本が保証される運用方法を具体的に定めた契約を締結すること、また、制度を効率的に運用するため、運用実績の報告を求めることが望まれる。
- ② 来年度以降も貸付けを継続する必要性が生じた場合には、債務負担、長期貸付等、県の負担額が明らかとなるような方法の検討が求められる。

### (20) 漁業協同組合連合会運営資金貸付金

(単位：件、千円)

No.	対 象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
20	福岡県漁業協同組合連合会	0	0	1	100,000	1	100,000	0	0
	うち滞納債権	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度債権	取 入	免 除	そ の 他	貸付利息	0.03%	延滞利息	10.75%	保証人等	無し
消滅額の内訳	100,000	0	0	貸付期間	1年	償還期間	一括		
うち滞納債権	0	0	0	免除規定	無し				
摘 要									

### (制度概要)

この貸付金は、福岡県漁業協同組合連合会の経営改善を図ることを目的とした単年度貸付金である。

福岡県漁業協同組合連合会は、単位組合の指導のほか、購買、販売及び加工事業を行っている。平成9年度以降、たらく加工事業等の不振から加工事業収益が低下し、金融機関からの多額の借入金が生じていたため、県は、利子負担の軽減を目的に平成16年度から運営資金の貸付けを行っている。

### (制度運用)

福岡県漁業協同組合連合会では、大手デパートと提携した通信販売のほか、自社ブランド製品の販路拡大に取り組みなど経営改善に努めており、また、遊休施設の売却により当期は利益が生じている。

このことから、平成19年度は、県からの貸付けは行われていない。

## (21) 漁業信用基金協会運営資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対 象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
21	福岡県漁業信用基金協会	0	0	1	776,000	1	776,000	0	0
	うち滞り債権	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度債権	取 入	免 除	そ の 他	貸付利息	無利息	延滞利息	10.75%	保証人等	無し
消滅額の内訳	776,000	0	0	貸付期間	1年	償還期間	一括		
うち滞り債権	0	0	0	免除規定	無し				
備 考									

## (制度概要)

福岡県漁業信用基金協会は、会員である中小漁業者等が福岡県信用漁業協同組合連合会等から資金を借り入れる際に保証を行なうことを業務としており、徴収する保証料及び出資金等の運用益で運営を行なっている。

この貸付金は、福岡県漁業信用基金協会の保証業務の円滑な運営と経営基盤の確立を目的とした単年度貸付金である。

## (制度運用)

福岡県漁業信用基金協会への県からの貸付けは、昭和40年度から行われていたが、昭和63年度及び平成4年度に大幅な増額がなされ、平成15年度以降毎年度増額している。県のほか、福岡市、独立行政法人農林漁業信用基金が福岡県漁業信用基金協会へ貸付けを行っている。

福岡県漁業信用基金協会では、それらの貸付金を出資金と一体的に国債等による運用を行っており、県への毎年度の償還は金融機関からの借入金により行なわれていた。

日本遠洋底曳網漁業信用基金協会と平成18年2月に合併したことにより多額の繰入金等を承継したことから、平成17年度までの繰越欠損金は実質的に解消されているが、平成18年度においては、土地の固定資産評価損により単年度欠損金が計上されていた。

平成19年度の県の貸付けは、576,000千円に減額されているが、これまでの貸付金の状況を見ると、単年度貸付金としながらも、貸付を継続せざるを得ない状況にあった。

今後の支援については、その必要性も含め、国との協議により決定されることになっている。



## (22) 福岡北九州高速道路建設資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
22	福岡北九州高速道路公社	35	96,595,602	1	3,400,000	-	7,152,376	36	92,843,226	
	福岡高速道路	-	71,382,418	-	2,883,000	-	5,123,403	-	69,142,015	
	北九州高速道路	-	25,213,184	-	517,000	-	2,028,973	-	23,701,211	
	うち滞納債権合計額	-	0	-	0	-	0	-	0	
18年度債権	収入	欠	除	その他	貸付利息	1.7%	延滞利息	10.00%	保証人等	無し
消滅額の内訳	7,152,376	0	0	0	貸付期間	-	償還期間	20年		
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	無し				
備	要									

## (制度概要)

昭和46年に設立された福岡北九州高速道路公社は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第12条の規定に基づき、指定都市高速道路を建設するとともに、供用を開始している路線の維持管理及び料金徴収等を行い、その収入により建設費の償還を行っている。

この福岡北九州高速道路建設資金貸付金は、福岡北九州高速道路公社に対し、特別転貸債（※）を発行して得られた資金を原資として貸し付けるものである。なお、福岡市は福岡高速道路に対し、北九州市は北九州高速道路に対し、原則として、県と同額の貸付が行われている。

※ 特別転貸債とは、県の有料道路建設資金を調達するために発行する地方債であり、その地方債は全て国が引き受けている。

## (債権管理)

福岡北九州高速道路公社から県への償還は、約定どおり行われている。

## (23) 福岡北九州高速道路公社経営改善資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
23	福岡北九州高速道路公社	10	15,000,000	0	0	0	0	10	15,000,000	
	北九州高速道路	10	15,000,000	0	0	0	0	10	15,000,000	
	うち滞納債権	-	0	-	0	-	0	-	0	
18年度債権	収入	欠	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	10.75%	保証人等	無し
消滅額の内訳	0	0	0	0	貸付期間	昭和60年から平成6年までの10年間	償還期間		料金徴収期間終了時	
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	無し				
備	要									

**(制度概要)**

この貸付金は、北九州都市高速道路の利用が低調だったことから、福岡北九州高速道路公社の経営改善のため、利子負担の軽減を目的に昭和63年度から貸付けが行われているものであり、北九州市も同額の貸付けを同公社に対し行っている。

この貸付金の償還期限は、「北九州高速道路」の料金徴収期間終了時となっている。

**(24) 福岡北九州高速道路公社に対する債務保証**

(単位：千円)

No.	対象	保証先	17年度末保証現在高	18年度新規保証額	18年度保証終了額	18年度末保証現在高
24	指定都市高速道路建設	金融機関等	313,974,966	36,753,000	37,230,855	313,497,111
	福岡高速道路		202,457,052	21,931,500	21,668,044	202,720,508
	北九州高速道路		111,517,914	14,821,500	15,562,811	110,776,603

**(制度概要)**

この債務保証は、地方道路公社法第28条の規定に基づき、福岡北九州高速道路公社に対する政府資金、公営企業金融公庫及び民間金融機関からの融資並びに福岡北九州高速道路公社が発行した公社債に対し保証を行っているものである。

なお、福岡市は福岡高速道路に対し、北九州市は北九州高速道路に対し、原則として、県と同額の債務保証を行っている。

**(保証実行)**

「福岡高速道路」は、供用距離の延長に伴い、利用料金収入が伸びており、現在建設中の高速5号線の開通により、さらに交通量が增大することが見込まれている。「北九州高速道路」は、利用料金収入、利用台数共に漸減の傾向を示している。

ちなみに、福岡北九州高速道路公社の平成17年度末借入金総額 ※1) 851,134,259千円に対し平成18年度中の実質返済額 ※2) は29,845,511千円となっている。

※1 県、福岡市、北九州市、政府資金、公営企業金融公庫、民間金融機関からの借入金総額

※2 平成18年度中の借入金の返済総額から平成18年度の新規借入額を控除した額

**【監査意見】**

福岡北九州高速道路公社は経営改善に努めているところであるが、特に北九州高速道路については、利用料金収入、利用台数共に漸減の傾向を示すなどの不安要因があり、さらには150億円の経営改善資金貸付金もあることから、県においては、債務保証に基づきく弁済の実行が生じないよう、同公社の経営指導について特段の配慮が望まれる。

## (25) 道路公社貸付金

(単位:件、千円)

No.	対 象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
25	福岡県道路公社	0	0	1	983,400	1	983,400	0	0	
	冷水道路	0	0	1	983,400	1	983,400	0	0	
	うち滞納債権	—	0	—	0	—	0	—	0	
18年度債権	取 入	欠 損	免 除	そ の 他	貸付利息	0.689%	延滞利息	10.75%	保証人等	無し
消滅額の内訳	983,400	0	0	0	貸付期間	1年	償還期間	一括		
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	無し				
備 考										

## (制度概要)

昭和49年に設立された福岡県道路公社は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条の規定に基づき、「鳥栖筑紫野道路」、「冷水道路」、「二丈浜玉道路」及び「福岡前原道路」の各有料道路並びに「天神中央公園駐車場」を建設し、現在は各道路等の維持管理及び料金徴収等を行い、建設費の償還を行っている。

この道路公社貸付金は、冷水道路等の利用が低調だったことから、福岡県道路公社の経営改善策の一環として、平成6年度に利子負担を軽減することを目的に公営企業金融公庫からの借入金を繰上償還するための資金として、単年度の貸付けを行ったものであり、毎年度同額の単年度貸付けを行っている。

福岡県道路公社では、毎年度、民間金融機関からの借入金で県に返済している。冷水道路については、産業道路としての機能をより発揮させ、利用者増を図るため、平成19年9月に一部区間の無料化と料金の改定が行われた。

これに伴い建設資金の償還については、当該貸付金も含めた県からの約70億円の追加負担を前提とした新たな償還計画が策定されている。

## 【監査意見】

冷水道路に対する貸付金については、来年度以降も貸付けを継続する必要性が生じた場合には、債務負担、長期貸付等、県の負担額が明らかとなるような方法の検討が求められる。

## (26) 道路公社に対する債務保証

No.	対象	保証先	17年度末償還現在高		18年度新規保証額		18年度保証終了額		18年度末保証現在高	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
26	有料道路建設	金融機関等	0	0	1	1,600,000	1	1,600,000	0	0
	鳥栖筑紫野道路		—	0	—	0	—	0	—	0
	冷水道路		0	9,805,168	0	2,990,000	1	3,448,573	0	9,346,595
	二丈浜玉道路		0	3,109,080	0	466,000	1	1,114,590	0	2,460,490
	福岡前原道路		0	39,792,407	0	3,250,000	4	4,447,775	0	38,594,632
	天神中央公園駐車場		0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

## (制度概要)

この債務保証は、地方道路公社法第28条の規定に基づき、福岡県道路公社に対する政府資金、公営企業金融公庫及び民間金融機関からの融資に対し保証を行っているものである。

## (保証実行)

「鳥栖筑紫野道路」については、計画どおりに償還を終え、平成19年度に無料開放している。また、「天神中央公園駐車場」についても順調に償還がなされており、料金徴収期間内に償還を終える見込みとなっている。

しかし、残る「冷水道路」等三路線については、償還準備金積立額が、償還計画上の目標額を下回っている。

ちなみに、道路公社の平成17年度末の借入金総額54,123,177千円に対し平成18年度中の実質返済額は2,738,060千円となっていた。

## 【監査意見】

冷水道路に係る借入金の償還については、新たな償還計画に従い確実な実行が望まれるとともに、二丈浜玉道路及び福岡前原道路についても、償還計画の目標を下回るなどの不安要因があることから、県においては、債務保証に基づきく弁済の実行が生じないよう、同公社の経営指導について特段の配慮が望まれる。

## (27) 住宅供給公社貸付金

No.	対象	17年度末償還現在高		18年度償還発生額		18年度償還消滅額		18年度末償還現在高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
27	福岡県住宅供給公社	0	0	1	1,600,000	1	1,600,000	0	0
	うち滞納債権	—	0	—	0	—	0	—	0
18年度償還消滅額の内訳	収入	欠	除	その他	貸付利息	0.03%*	延滞利息	10.75%	保証人等
うち滞納債権	1,600,000	0	0	0	貸付期間	1年	償還期間	一括	無し
償	0	0	0	0	免除規定	無し			
要	金融機関預託分6歳円のみ有利息で、他は無利息								

(単位：件、千円)

## (制度概要)

この貸付金は、福岡県住宅供給公社の円滑な事業運営を目的とした単年度貸付金で、昭和42年度から貸付けを行っているものである。

福岡県住宅供給公社では、貸付金1,600,000千円のうち600,000千円は金融機関に預託し、1,000,000千円は、賃貸住宅の建て替えにあたって、請負業者への支払等にあっており、住宅金融公庫（現「独立行政法人住宅金融支援機構」、以下「住宅金融機構」という。）からの長期借入が行われるまでのつなぎ資金となっている。

## (制度運用)

福岡県住宅供給公社には、住宅金融機構からの借入金の借換のために発行した公社債24,683,000千円のほか、住宅金融機構及び金融機関から16,316,487千円の長期借入金がある。このことから、福岡県住宅供給公社の信用付与のため、毎年、金融機関に600,000千円を預託しているものである。

なお、福岡県住宅供給公社では、平成17年度から10年間の「経営改善計画」を策定し、分譲事業からの撤退、賃貸事業を業務の柱とするなどの財務状況の改善を図っており、経営の自立化を目指している。

## 【監査意見】

来年度以降も貸付けを継続する必要性が生じた場合には、債務負担、長期貸付等、県の負担額が明らかとなるような方法の検討が求められる。

## (28) 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金

(単位:件、千円)

No.	対 象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
28	高等学校定時制・通信制課程在学者	320	75,926	148	23,940	119	20,291	349	79,575	
	うち滞納債権	—	9,253	—	140	—	705	—	8,688	
18年度債権	収 入	欠 損	免 除	そ の 他	貸付利息	無利息	延滞利息	10.95%	保証人等	連帯保証人
消滅額の内訳	1,055	0	19,236	0	貸付期間	在学期間	債還期間	貸付期間と同期間		
うち滞納債権	705	0	0	0	免除規定	有(卒業、卒業同等、死亡、心身の故障)				
備 考										

## (制度概要)

この貸付金は、高等学校の定時制及び通信制への修学を促すため、昭和49年度に国の補助事業として制度が設けられたものである。

平成17年度に国の補助制度が廃止されたことから、県では一般財源を原資として制度を継続している。

県は、国の補助制度に基づき貸付けを行った修学奨励金の償還金の二分の一の額（補助額相当）を国へ返還している。

債務者は、定時制等の課程を卒業した場合等は、貸付金の償還が免除される。

#### （制度運用）

債務免除の要件について、平成18年度から福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与実施要領を制定し、「3年以上継続して所在が不明であり、必要な調査を行ってもその所在が不明である場合」は、債務の免除を行うこととされている。

#### （債権管理）

滞納債権の回収について、平成18年度は、債務者に対して納付書及び滞納が続けば法的措置をとる旨を記載した文書の送付及び電話による督促が行われており、訪問等による接触は図られていなかったが、債務者の通っていた学校とも連携して債務者の状況把握等に努めていた。しかし、債権管理についてのマニュアルは作成されていなかった。

また、既に時効期間が経過している債権が多数見受けられた。

さらに、貸付契約において、期限の利益の喪失についての規定が設けられていなかった。

#### 【監査意見】

- ① 中途退学等により償還義務が確定した債務者に対しては、訪問等により接触を図り滞納債権とならないような措置を講ずべきである。また、滞納債権となった場合には速やかに債務者との面談などによる償還指導が必要である。
- ② 期限の利益の喪失条項の規定は、履行遅滞等を防ぐ意味において重要な要因となることから、契約条項として設けることが望まれる。
- ③ 債権管理マニュアルは、自治法等で規定された債権管理の原則の具体的判断基準を示すものとなることから、督促及び債務者等の状況把握の方法、さらには、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続等の段階まで含めて作成しておくことが望まれる。
- ④ 債務免除の要件として、3年以上の所在不明が加えられているが、その運用にあたっては、消滅時効の期間や自治法施行令第171条の7で定める期間との均衡の観点からも、期間経過を理由に安易に債務免除することなく、本人の所在調査及び資産調査はもとより、保証人への履行請求など債権管理を適正に行い、回収努力を継続されるよう慎重な取扱いを望むものである。

## (29) 教育文化奨学財団奨学金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対象	17年度末債権現在高		18年度債権発生額		18年度債権消滅額		18年度末債権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
29	(財)福岡県教育文化奨学財団	93	9,935,132	6	2,606,363	0	0	99	12,541,495	
	うち滞納債権	—	0	—	0	—	0	—	0	
18年度債権	収入	免	除	その他	貸付利息	無利息	延滞利息	規定無し	保証人等	無
消滅額の内訳	0	0	0	0	貸付期間	事業終了まで	償還期間	償還方法の規定無し		
うち滞納債権	0	0	0	0	免除規定	無				
備	要									

## (制度概要)

この貸付金は、昭和49年度から(財)福岡県奨学会(現「(財)福岡県教育文化奨学財団」、以下「奨学財団」という。)が行う奨学金貸付事業のための原資を奨学財団に貸し付けているものである。

県は、「地域改善対策奨学資金貸付金(No.31)」の貸付事業終了に伴い、平成14年度から3年間、国の高等学校等奨励事業費補助金を活用し、この貸付金の規模を拡大した。

さらに、平成17年度からは、「独立行政法人日本学生支援機構」(以下「学生支援機構」という。)が行っていた高校生に対する奨学金貸付事業の地方移管に伴い、学生支援機構の交付金を受領して、奨学財団への貸付額を一層拡大している。

国の補助金については、前年度に奨学財団に償還された奨学金の二分の一相当額(補助額相当)を県が返還している。

## (制度運用)

奨学財団では、日本育英会(現「学生支援機構」)と並行して高校生や大学生に対する奨学金の貸付けを行ってきたが、平成18年度から高校生に対する奨学金の充実に重点をおくため、大学生に対する貸付けは、新規の募集を停止している。

貸付要件であった成績要件の撤廃や現在の経済状況などにより、貸付希望者は増加傾向を示している。

奨学財団では、貸付原資を奨学生からの償還金と県からの新たな貸付けで賄う制度となっているが、貸付規模の拡大に伴い、当分の間は、県からの追加の資金貸付が必要な状況である。

なお、貸付期間は、貸付契約書において奨学財団が奨学金事業を終了する日まできとなっており、奨学財団からの県への償還はその時点で行われることとなっているが、奨学生から奨学財団への償還額が奨学生への貸付額を上回り余剰金が生じた場合の取扱に関する規定は設けられていなかった。

奨学財団が平成18年度に行った奨学金の貸付けは、次のとおりである。

(単位:人,千円)

	高 校		大 学 (※)		合 計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
支度金	2,248	162,950	0	0	2,248	162,950
奨学金	10,342	2,885,174	463	294,609	10,805	3,179,783

※ 平成18年度から新規募集を停止していることから、継続分のみ的人数、金額である。

また、奨学財団では、財団の貸与規程に基づき、奨学金の貸与を受けた者の死亡、著しい障害による労働能力の喪失などの場合に、債務の免除がなされており、平成18年度において26,509千円の奨学金及び支度金の償還免除が決定され、累計の償還免除額は74,435千円となっている。

さらに、平成18年度末現在で1,835人、155,305千円の奨学金及び支度金の償還金が未収となっており、督促や強制執行手続開始の通告等による回収手続きが行われていた。

奨学財団では貸倒引当金として37,396千円（公益法人の通常の引当率である貸付額の千分の三）を引き当てているが、引当金の財源が手当てされていない。

県は、奨学財団に対する免除規定を設けていないため、契約上、奨学財団に対し貸付額全額の償還を求めることになる。しかしながら、奨学財団が免除額相当の引当を行っていないため、県の貸付債権額は、奨学金の償還免除額相当分が実質的に減少している。

#### 【監査意見】

- ① 奨学財団が債務免除を行えば、実質的に、県の債権額が減少することとなることから、県は、財団が行う免除及び著しく回収困難な債権の償却について、県の貸付金債権額との整合を図るよう検討すべきである。
- ② 当分の間は貸付総額が増加していくことが見込まれることから、償還免除及び長期滞納等の著しく回収困難な債権の償却等を勧告し、長期的な貸付資金の必要額の将来負担額を把握し、資金計画を明らかにしておく必要がある。さらに、奨学財団への償還額が奨学生への貸付額を上回った場合の余剰金の取扱い等について、県への償還等の規定を設けておくことが必要である。

#### (30) 奨学事業助成費（損失補償）

(単位:千円)

No.	対 象	補 償 先	17年度末補償現在高	18年度新規補償額	18年度補償終了額	18年度末補償現在高
30	学生会館（学生寮）建設	金融機関	1,549,344	0	70,425	1,478,919

#### (制度概要)

この損失補償は、平成9年度に(財)福岡県奨学会（現「奨学財団」）が、福岡県学生会館（学生寮）を神奈川県横浜市内に移転新築する際に、建設資金の一部を民間金融機関から借り入れるに当たり、当該金融機関から長期貸付に係る保証を求



められたことから、県は当該金融機関と元金1,392,000千円及び利息720,695千円に係る損失補償契約を締結したものである。

金融機関への償還金については、奨学財団の運営に対する県の補助金において支援を行っている。

### (31) 地域改善対策奨学資金貸付金

(単位:件、千円)

No.	対 象	17年度末償権現在高		18年度償権発生額		18年度償権消滅額		18年度末償権現在高		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
31	対象地域に居住する該当者の子女	13,083	12,488,479	0	10,476	357	724,922	12,726	11,774,034	
	うち滞納償権	—	1,160,067	—	275,594	—	80,614	—	1,355,046	
	18年度償権	取 入	免 除	そ の 他	貸付利息	無利息	延滞利息	規定無し	保証人等	連帯保証人
	消滅額の内訳	242,140	0	482,782	貸付期間	在学期間	償還期間	20年以内		
	うち滞納償権	80,224	0	390	免除規定	有(死亡、心身故障、生活困難、所在不明)				
	備 考									

#### (制度概要)

この貸付金は、地域改善対策特定事業として昭和62年度から、国の高等学校等奨励事業費補助金を受けて、奨学金の貸付けを行っていたものであるが、平成13年度をもって新規貸付けを終了しており、継続貸付者への貸付け及び償権の管理のみに行われている。

国の補助金については、償還された奨学金の三分の二の額(補助額相当)を国に返還している。

#### (制度運用)

この奨学金については、生活困窮により償還が困難な場合等については、債務を免除することができるとされ、平成18年度においては、1,251件、482,782千円の債務免除が行われている。

#### (償権管理)

償権管理については、「地域改善対策奨学資金・償権管理マニュアル」が作成されていたが、債務者等の状況把握の方法、法的措置による回収の手続き及び不納欠損等の償権整理を行なう具体的基準についての記載はなかった。

滞納償権の回収については、平成18年度は、平成17年度に引き続き8月を返還制度啓発月間として、人権・同和教育課職員及び教育事務所職員が夜間電話による集中督促を行い、100万円を超える高額滞納者に対しては、法的措置を行う旨を記載した文書を送付するなど償権回収への取り組みが実施されていた。

しかし、債務者等との交渉記録については、個人ごとの整理や記帳がなされていないものが見受けられた。

平成19年度からは、奨学金相談員(囑託)4名を任用し、債務者への戸別訪問

等の実施、滞納債権の回収及び債務者との交渉記録の整理等を行っている。

また、償還制度（免除、猶予制度、支払方法等）の周知徹底などを行って、新規滞納の発生防止を図っていた。

### 【監査意見】

① 滞納債権については、返還制度啓発月間を設け、電話による集中督促を行うことなどにより、その回収に努められているところであるが、なお13億円の滞納債権があることから、奨学金相談員の活用等により、さらなる滞納債権の回収が望まれる。

② 特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続等の段階まで含めて整備しておくことが望まれる。

## 3 総合分析

個別の貸付金等の運用や管理の状況を述べてきたところであるが、次に資産としての貸付金債権の状況、将来負担となる可能性を有する債務保証等について総合的に分析を行う。

### (1) 貸付金債権の状況

監査対象とした貸付金債権170,894,125千円（平成18年度末現在）のうち、次表のとおり、5,476,243千円と高額の滞納債権が発生していた。

なお、分割償還中に滞納となっても、それ以降の償還期限が来ていない分割債権について、繰上償還を行っていない貸付金があり、それは滞納とされていないことから、実質的な滞納債権額は表中の金額をさらに上回るものと考えられる。

No.	貸付金名	平成17年度末 滞納債権額	平成18年度		平成18年度末 滞納債権額
			増加額	減少額	
4	介護福祉士等修学資金貸付金	3,002	632		3,634
5	母子寡婦福祉資金貸付金	603,191	135,592	110,588	628,195
6	保樹助産師、看護及び看護士修学資金貸付金	38,485	14,949	19,794	33,639
9	中小企業高度化資金貸付金	3,555,384	133,669	546,750	3,142,303
10	旧中小企業設備近代化資金貸付金	184,607		27,114	157,493
16	農業改良資金	124,736	26,247	13,655	137,328
18	林業・木材産業改善資金	9,917			9,917
28	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	9,253	140	705	8,688
31	地域改善対策学資金貸付金	1,160,067	275,594	80,614	1,355,046
	合 計	5,688,642	586,823	799,220	5,476,243

(単位：千円、円)

※ 金額は、貸付金の元金のみを計上している。また、単位未満四捨五入していることから、平成18年度末滞納債権額は一致しないものがある。

滞納債権の回収を進めるためには、債務者の住所等の状況把握が重要であることから、督促状等の郵送のみではなく、電話や面談等による債務者との接触を図るとともに、回収体制の充実強化のため、サービスの活用、償還指導員等の設置、債権回収等の委託などの取り組みも行なわれていた。

しかし、債権管理を行う際の具体的な判断基準である債権管理マニュアルについては、それぞれの所管課において作成されていたが、その内容が十分でないものが見受けられた。

また、滞納債権の中には、債務者への訪問がなされていないもの、連帯保証人への請求がなされていないものがあった。さらに、債権の時効期間を経過したものの債務者の所在不明等により時効の援用がなされない債権等、債権としての実質を失ってしまっているものが見受けられた。

県において、滞納債権の消滅は、不納欠損として整理されるが、過去3年間に行われた不納欠損は、次のとおり時効の援用や破産法等による免責の理由により消滅した債権についてのみ行われていた。

(単位：件、千円)

No.	貸付金名	平成16年度		平成17年度		平成18年度		理由
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
5	母子暮らし福祉資金貸付金	1	191	4	222	5	1,185	時効
6	保険証、助産師、看護士の権限研修資金貸付金	1	972	0	0	0	0	
9	中小企業前払資金貸付金	0	0	0	0	4	70,315	時効
10	田中小企業課題近代化資金貸付金	0	0	0	0	5	23,069	時効
16	農業改良資金	0	0	2	1,356	0	0	
	合 計	2	1,163	6	1,578	14	94,569	

※ 金額は、貸付金元金のみを計上している。

※ 理由欄の「時効」は、消滅時効が援用されたとき、「免責」は、破産法等により免責されたときである。

このほか、次のような場合も不納欠損の事由とされているが、過去3年間では、行われた事例はなかった。

- ① 県議会において債権放棄の議決があった場合（自治法第96条第1項第10号）
- ② 債務者が無資力状態のため履行延期の特約をした債権で十年を経過した後に  
 おいても債務者が無資力状態で弁済することができると見込みがない場合（自治法施行令第171条の7）

## (2) 単年度貸付金

監査対象とした貸付金の中で、次表の貸付金は単年度貸付金であるが、毎年度、

継続して貸付けが行われていた。このような貸付金の中には、貸付先において償還のための一時借入金の利息負担及び毎年度の貸付契約のための収入印紙等の経費負担が必要な状況となっているものがあった。

また、この単年度貸付金は貸借対照表の貸付金に現れない債権、いわゆるオフバランス債権であり、県の実質的な将来負担額が見えなくなっている。

(単位:千円)

No.	貸付金名	件数	金額	備要
7	産城地方労働者福祉施設運営資金貸付金	2	43,000	平成18年度で1件終了
12	中小企業振興資金融資費	19	61,034,000	金融機関預託
19	漁業協同組合組織整備資金貸付金	4	429,000	
20	漁業協同組合連合会運営資金貸付金	1	100,000	平成18年度で終了
21	漁業信用基金協会運営資金貸付金	1	776,000	
25	道路公社貸付金	1	983,400	
27	住宅供給公社貸付金	1	1,600,000	
	計	29	64,965,400	

### (3) 債務保証及び損失補償に係る将来負担

次表のとおり、債務保証義務額363,898,828千円（平成18年度末現在）に対し平成18年度中に県が弁済した額は35,041千円であり、また損失補償義務額8,880,666千円（平成18年度末現在）に対し平成18年度中に県が支出した額は798,726千円であった。

(単位:千円)

No.	債務保証、損失補償事業名	保証(補償)義務残存額	弁済実行額	返戻額
15	工業団地造成事業に係る債務保証	0	35,041	
24	福岡北九州高速道路公社に対する債務保証	313,497,111	0	
26	道路公社に対する債務保証	50,401,717	0	
	小計	363,898,828	35,041	
11	中小企業振興センターに対する損失補償	1,981,500	0	
13	中小企業振興資金等損失補償費(福岡県中小企業振興資金融資制度)	3,893,492	717,316	307,165
14	中小企業資金供給新システム損失補償費	1,448,721	81,410	1,439
17	担い手育成資金の融通に関する損失補償	78,034		
30	奨学事業助成費(損失補償)	1,478,919		
	小計	8,880,666	798,726	308,604
	合計	372,779,494	833,767	308,604

※ 将来負担の可能性がないと考えられる地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(No.1)の4,642,000,000千円を除く。

債務保証について、「福岡北九州高速道路公社に対する債務保証（No.24）」及び「道路公社に対する債務保証（No.26）」は、多額となっており、路線ごとの利用状況等には不安要因が見受けられた。

一方、損失補償として保証協会に弁済を行っている「中小企業振興資金等損失補償費（福岡県中小企業振興資金融資制度）（No.13）」及び「中小企業資金供給新システム損失補償費（No.14）」は、中小企業の振興対策として、制度融資及び元氣フクオカ資金融資の制度枠組みの中で行われており、将来にわたり損失補償に基づき県の負担は発生していくものと考えられる。

なお、県が作成している貸借対照表（別表2、40頁）の欄外に「債務負担行為に関する情報 ②債務保証又は損失補償に係るもの」として、議会の議決を受けた債務保証及び補償義務額の限度額が表示されているが、過年度に既に弁済を実行した債務保証及び補償義務額や償還の完了により消滅した債務保証及び補償義務額も計上されていることから、実質的に義務を負っている額よりも過大な表示となっている。

#### (4) 総合所見

##### ア 貸付金債権の管理について

債権回収にあたっては、債務者の生活の維持に配慮しつつ、法的措置による回収を含めて取り組むことが求められるところである。このため、債権管理マニュアルの内容については、法的措置による回収の具体的手続さも盛り込むことが必要である。

また、サービサーへの事務委託や償還指導員等の配置などの取り組みが行われているが、部局横断的な管理、回収体制のあり方について、他自治体の事例等の研究を行い、さらに効率的かつ効果的な債権管理を図るための検討が望まれる。

一方、著しく回収困難で、債権としての実質を失ってしまっているものについては、整理することが必要である。

##### イ 債務保証及び損失補償に係る将来負担について

「福岡北九州高速道路公社に対する債務保証（No.24）」及び「道路公社に対する債務保証（No.26）」は、路線ごとの利用状況等に不安要因が見受けられることから、償還計画の確実な履行を図っていくために、各公社のさらなる経営努力が必要になるものと考ええる。

また、「中小企業振興資金等損失補償費（福岡県中小企業振興資金融資制度）（No.13）」及び「中小企業資金供給新システム損失補償費（No.14）」は、景気動向や中小企業の経営状況等を注視し、将来的な損失補償見込み額の把握に努めておくことが望まれる。

#### ウ 貸付金、債務保証及び損失補償の財務諸表への表記について

財務諸表は、県の資産等の状況を県民に明らかにするものである。

このため、総務省の新地方公会計制度実務研究会報告にもあり、貸借対照表には、貸付金中の回収不能となることが見込まれる金額等を表記し、また、債務保証や損失補償については、債務残高の表記とし、共同発行地方債に係るものを明示するなど、より正確な表記となるよう努められたい。

なお、単年度貸付金の中には、長期的に継続して貸付けが行われているものがあることから、そのような貸付金については、県の負担額が明らかとなるように財務諸表への記載について検討が望まれる。

#### 4 おわりに

今回の行政監査は、資産としての貸付金債権の運用や管理の状況、債務保証等の将来負担となる可能性等を主として行ってきてきたところであるが、健全なかつ県民に分かりやすい行財政運営の一助となることを期待するものである。

また、今後、新たな貸付制度を設けたり、制度を改める場合には、事業効果を図るための数値目標、制度運営の費用や必要な貸倒引当相当額等を制度設計の際に検討し、明らかにしておくことが望まれる。

## 別表 1

## 貸付制度及び債権管理マニュアル等の状況

## ① 契約書等に期限の利益の喪失条項を設けていない貸付金

No.	貸付金名
4	介護福祉士等修学資金貸付金
6	保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金
28	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
29	教育文化奨学財団奨学金貸付金
31	地域改善対策奨学資金貸付金

※ 単年度貸付金を除く。

## ② 報告義務を課している貸付金

No.	貸付金名	報告義務の主な内容	報告の時期	根拠規程
3	地域総合整備資金貸付金	債務者の経済状況（貸借対照表及び損益計算書）	毎年	貸付要綱
4	介護福祉士等修学資金貸付金	債務者及び保証人の状況等（現況届、住所・氏名変更届、退学・卒業届等）	毎年、事実発生から15日以内	貸付要綱 貸付条列施行規則
5	母子寡婦福祉資金貸付金	債務者及び保証人の所在、資格要件の継続等（在学証明書、住所等変更届、氏名変更届、死亡届等）	事実発生後速やかに （在学中の在学証明書は毎年）	福岡県母子及び寡婦福祉法施行規則
6	保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金	債務者及び保証人の状況等（現況届、住所・氏名変更届、退学・卒業届等）	毎年、事実発生から15日以内	貸付条列施行規則
8	中心市街地商業活性化基金貸付金	債務者の経済状況（事業報告、収支決算書）	必要があると認めるとき	契約書
9	中小企業高度化資金貸付金	債務者の経済状況（対象施設の利用状況、決算書）	毎年度終了後2ヶ月を経過した後	貸付規則
10	小規模企業者等設備導入資金貸付金 （旧中小企業近代化設備資金貸付金）	間接貸付 債務者の経済状況（事業報告、収支決算書） 直接貸付 債務者の経済状況（利用状況、決算書）	毎年	助成法施行規則
16	農業改良資金	債務者の経済状況	毎年度2回（10/15・4/15） 遅滞なく	貸付規則
22	福岡北九州高速道路建設資金貸付金	債務者の経済状況	必要があると認めるとき	借用証書特約条項
23	福岡北九州高速道路公社経営改善資金貸付金	債務者の経済状況（都市高速道路路管理運営収支実績表、収入支出決算書）	必要があると認めるとき 決算完了後2ヶ月以内	貸付要綱 貸付要綱
28	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	債務者の状況等（就職、所得証明書）、保証人の死亡等	修学生は毎年3月15日まで 事実発生から起算して15日以内	貸付条列施行規則
29	教育文化奨学財団奨学金貸付金	債務者の経済状況（事業報告書、収支決算書等）	会計年度終了後3ヶ月以内	寄附行為
31	地域改善対策奨学資金貸付金	債務者及び保証人の住所等	変更後速やかに	貸付要綱

## ③ 滞納債権を有する貸付金の債権管理マニュアル作成状況及びその記載項目

No.	貸付金名	マニュアルの名称	作成課	記載項目						
				督促手続	各種調査	催告	任意返取	時効管理	法的手続	不納欠損徴収停止
4	介護福祉士等修学資金貸付金	介護福祉士等修学資金貸付金債権管理マニュアル	保健福祉課	○	○	○	○	△	○	○
5	母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル	児童家庭課	○	○	○	○	△	○	○
6	保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金	看護師等修学資金貸付金債権管理マニュアル	医療指導課			○	○	△		
9	中小企業高度化資金貸付金	債権管理事務の手引き	経営金融課	○	○	○	○	○	○	○
10	旧中小企業近代化設備資金貸付金	農業改良資金債権回収マニュアル	農業経済課	○		○		○		
16	農業改良資金	林業・木材産業改善資金滞納者督促マニュアル	林政課	○		○		△		
18	林業・木材産業改善資金	地域改善対策奨学資金・債権管理マニュアル	人権・同和教育課	○		○	△			
31	地域改善対策奨学資金貸付金			○		○	△			

※ ○は記載されていた項目、△は記載があるものの一部具体性に欠けた項目

※ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金（No.28）については、作成されていないかった。

## 別表 2

## 福岡県バランスシート(普通会計)

(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

借		貸	
【資産の部】		【負債の部】	
1 有形固定資産		1 固定負債	
(1) 総務費	123,617	(1) 地方債	2,108,146
(2) 民生費	22,131	(2) 退職給与引当金	370,374
(3) 衛生費	3,030	固定負債合計	2,478,520
(4) 労働費	8,467		
(5) 農林水産業費	488,440		
(6) 商工費	9,396		
(7) 土木費	2,305,446		
(8) 警察費	96,347		
(9) 教育費	338,376		
(10) その他	269		
計	3,395,519		
(うち土地)	903,941		
有形固定資産合計	3,395,519	2 流動負債	
2 投資等		(1) 地方債翌年度償還予定額	376,001
(1) 投資及びひ出資金	190,284	流動負債合計	376,001
(2) 貸付金	181,920		
(3) 基金			
① 特定目的基金	37,216		
② 土地開発基金	13,241		
③ 定額運用基金	23,448		
基金計	73,905		
投資等合計	446,109	負債合計	2,854,521
3 流動資産		【正味資産の部】	
(1) 現金・預金		1 国庫支出金	891,286
① 財政調整基金	4,820	2 一般財源等	203,747
② 減債基金	47,842	正味資産合計	1,095,033
③ 歳計現金	30,285		
現金・預金計	82,947		
(2) 未収金			
① 地方税	17,670		
② その他	7,309		
未収金計	24,979		
流動資産合計	107,926	負債・正味資産合計	3,949,554
資産合計	3,949,554		

※ 債務負担行為に関する情報

- ① 物件の購入等に係るもの  
 ② 債務保証又は損失補償に係るもの  
 ③ 利子補給等に係るもの

40,434 百万円  
 5,313,035 百万円  
 1,976 百万円



監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査及び同第5項の規定に基づく随時監査を、財団法人福岡県水源の森基金等53団体及びスポーツ健康課等4課について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年4月9日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

## (1) 監査対象団体

財団法人福岡県水源の森基金等53団体

## (2) 監査対象期間

平成18年度（県が行った財政的援助等の属する年度）

## (3) 監査実施期間

平成19年10月3日から平成20年2月22日まで 実日数57日間、延日数101日間

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
財団法人 福岡県水源の森基金	平成18年度	平成19年10月3日から 平成19年10月4日まで
甘木鉄道株式会社	〃	平成19年10月5日
福岡県選手強化推進実行委員会	〃	平成19年10月5日
財団法人 福岡県女性財団	〃	平成19年10月10日
大牟田リサイクル発電株式会社	〃	平成19年10月11日から 平成19年10月12日まで
財団法人 福岡県産炭地域振興センター	〃	平成19年10月11日
財団法人 特定鉱害復旧事業センター	〃	平成19年10月12日
学校法人 筑紫女学園 筑紫女子学園高等学校	〃	平成19年10月17日
学校法人 精華学園 精華女子高等学校	〃	平成19年10月17日
福岡県森林組合連合会	〃	平成19年10月18日から 平成19年10月19日まで
財団法人 福岡県栽培培漁業公社	〃	平成19年10月18日から 平成19年10月19日まで
財団法人 福岡県スポーツ振興公社	〃	平成19年10月24日から 平成19年10月26日まで
財団法人 アケウコス福岡	〃	平成19年10月24日から 平成19年10月26日まで
公立大学法人 福岡県立大学	〃	平成19年10月31日から 平成19年11月2日まで
公立大学法人 福岡女子大学	〃	平成19年10月31日から 平成19年11月2日まで
財団法人 九州交響楽団	〃	平成19年10月31日

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	平成18年度	平成19年11月1日
財団法人 あまぎ水の文化村	"	平成19年11月2日
公立大学法人 九州歯科大学	"	平成19年11月7日から 平成19年11月9日まで
財団法人 福岡県教育文化奨学財団	"	平成19年11月7日から 平成19年11月9日まで
財団法人 福岡県国際交流センター	"	平成19年11月14日から 平成19年11月16日まで
財団法人 福岡県建設技術情報センター	"	平成19年11月14日から 平成19年11月15日まで
財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	"	平成19年11月16日
財団法人 福岡県人権啓発情報センター	"	平成19年11月20日
福岡県土地開発公社	"	平成19年11月21日から 平成19年11月22日まで
財団法人 北九州勤労青少年福祉公社	"	平成19年11月21日から 平成19年11月22日まで
福岡県住宅供給公社	"	平成19年11月28日から 平成19年11月30日まで
財団法人 医療・介護・教育研究財団	"	平成19年12月5日から 平成19年12月7日まで
福岡県道路公社	"	平成19年12月12日から 平成19年12月14日まで
福岡北九州高速道路公社	"	平成19年12月19日から 平成19年12月21日まで
財団法人 福岡県農業振興推進機構	"	平成20年1月9日から 平成20年1月11日まで
福岡ものづくり産業振興会議	"	平成20年1月9日
財団法人 福岡県公園管理センター	"	平成20年1月10日から 平成20年1月11日まで
財団法人 福岡県下水道公社	"	平成20年1月16日から 平成20年1月18日まで
福岡県中小企業団体中央会	"	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
社団法人 福岡市医師会	"	平成20年1月18日

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
財団法人 福岡県地域福祉財団	平成18年度	平成20年1月23日から 平成20年1月25日まで
社会福祉法人 福岡県厚生事業団	"	平成20年1月23日から 平成20年1月25日まで
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	"	平成20年1月30日から 平成20年1月31日まで
社団法人 福岡県医師会	"	平成20年1月30日から 平成20年1月31日まで
福岡商工会議所	"	平成20年2月1日
財団法人 福岡県動物管理センター	"	平成20年2月1日
財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	"	平成20年2月6日から 平成20年2月8日まで
学校法人 久留米大学	"	平成20年2月6日
財団法人 飯塚研究開発機構	"	平成20年2月7日から 平成20年2月8日まで
社団法人 ふくおか園芸農業振興協会	"	平成20年2月13日
社団法人 福岡県バス協会	"	平成20年2月13日
社団法人 遠賀中間医師会	"	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
株式会社 久留米リサーチ・パーク	"	平成20年2月14日から 平成20年2月15日まで
財団法人 福岡県中小企業振興センター	"	平成20年2月20日から 平成20年2月22日まで
全国農業協同組合連合会福岡県本部	"	平成20年2月20日
福岡埋設農薬管理組合	"	平成20年2月21日
福岡県農業会議	"	平成20年2月22日

## 2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本基金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している団体、県が平成18年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体等53団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

また、当該団体に対する財政的援助等の事務の執行状況を調査するため、地方自治法第199条第5項の規定に基づ

く所管課の監査を次のとおり実施した。

- 平成19年12月4日…財団法人福岡県スポーツ振興公社の所管課であるスポーツ健康課
- 平成19年12月17日…財団法人福岡県建設技術情報センターの所管課である企画課
- 平成19年12月18日…公立大学法人福岡県立大学及び九州歯科大学の所管課である学事課
- 平成20年2月5日…財団法人福岡県下水道公社の所管課である下水道課

### 3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体ごとの事業の概要及びこれらの事業を助成するため県が行った財政的援助等の内容は次表のとおりである。

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県水源の森基金	<p>森林の造成及び内容の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養及び県土保全等の公益的機能を高めるとともに、県民による健全な森林づくり、緑豊かな環境づくり及び県民の緑化意識の高揚を図り、併せて森林整備の担い手対策を進め、もって水資源の開発と確保及び林業の振興に資することを目的に、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林の造成整備に関する事業</li> <li>2 森林の確保に関する事業</li> <li>3 森林の機能の充実に係る調査研究に関する事業</li> <li>4 緑化の普及啓発に関する事業</li> <li>5 森林整備の担い手対策に関する事業</li> <li>6 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）の募金運動の実施及び寄付金の管理に関する事業</li> <li>7 森林整備等（法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付に関する事業</li> <li>8 森林整備等の実施に関する事業</li> <li>9 上流地域と下流地域との相互理解を促進するための普及啓発及び交流に関する事業</li> <li>10 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水源地域における諸環境及び諸機能の保全及び増進に関する調査研究に関する事業</li> <li>11 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡に関する事業</li> <li>12 その他基金の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の99.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県水源の森基金出資金 1,385,792,682円 （うち18年度 0円）</p> <p>福岡県水源の森基金事業費補助金 6,586,000円</p> <p>福岡県林業担い手育成強化対策事業費補助金 5,305,000円</p>
甘木鉄道株式会社	<p>旅客鉄道事業を実施している。</p>	<p>県は、当株式会社の実業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p>

福岡県選手強化推進実行委員会	<p>第45回国民体育大会で高めた競技力の維持向上と選手の育成強化を図り、もって本県スポーツの飛躍的發展に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技力向上の総合計画</li> <li>2 競技力向上事業の実施</li> <li>3 競技力向上の条件整備</li> </ol>	<p>福岡県第三セクター鉄道等近代化設備整備費補助金 58,659,753円 福岡県第三セクター鉄道等災害復旧事業費補助金 15,287,775円</p> <p>県は、当委員会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県選手強化推進実行委員会事業補助金 145,631,000円 福岡県スポーツ振興基金助成金 1,000,000円</p>
財団法人 福岡県女性財団	<p>女性問題に関する県民の自主的創造的な活動を支援し、相互の連携を図ることにより、男女の自立と対等な社会参加の推進に寄与することを目的として、女性問題に関する情報の収集・提供、相談及び支援、参加交流・調査研究・研修養成事業等を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県女性財団出資金 200,000,000円 (うち18年度 0円) 県派遣職員給与負担金 33,316,328円</p>
大牟田リサイクル発電株式会社	<p>ごみ焼却によるダイオキシン類対策と余熱発電(サーマルリサイクル)を目的として、RDF(ごみ固形化燃料)の焼却及び発電施設の運転・管理を行っている。</p>	<p>県は、基本金の45.2%を次のとおり出資している。 大牟田リサイクル発電株式会社出資金 280,000,000円 (うち18年度 210,000,000円)</p>
財団法人 福岡県産炭地域振興センター	<p>県内の産炭地域の広域的な振興に資する事業等を推進するとともに、産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進することにより、当該産炭地域の振興及び同地域の経済の自立的な発展に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産炭地域活性化に資する事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域振興企画調査等事業</li> <li>(2) 炭鉱跡地取得支援等基盤整備事業</li> <li>(3) 企業誘致等支援事業</li> <li>(4) 広報、啓発、イベント等ソフト事業</li> <li>(5) その他産炭地域の振興上必要な事業</li> </ol> </li> <li>2 新たな産業の創造等に資する事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たな産業の創造に資する事業</li> <li>(2) (1)の事業に関連する産業基盤整備に資する事業</li> <li>(3) (1)及び(2)に掲げる事業に付帯する事業</li> </ol> </li> </ol>	<p>県は、活性化基金(基本財産)の94.0%と新産業創造等基金100%を次のとおり出資している。 福岡県産炭地域振興センター出資金 ・活性化基金分 8,000,000,000円 (うち18年度 0円) ・新産業創造等基金分 8,000,000,000円 (うち18年度 0円)</p>
財団法人 特定鉱害復旧事業センター	<p>県内に発生する特定鉱害(石炭鉱業又は亜炭鉱業による地表から深さ五十メートル以内の採掘跡又は坑道の崩壊に起因する鉱害)のうち、無資力賠償義務者が賠償責任を負うこととなる鉱害の効用回復を図り、もって県民生活の安定に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の27.8%を次のとおり出資している。 特定鉱害復旧事業センター出捐金 9,945,952,000円 (うち18年度 0円)</p>

	<p>1 特定鉱害復旧事業 2 鉱害が生じている地域の整備に係る事業</p>	
<p>学校法人 筑紫女学園 筑紫女学園高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県私立学校経常費補助金 463,535,000円</p> <p>福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 4,071,600円</p>
<p>学校法人 精華学園 精華女子高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県私立学校経常費補助金 357,616,000円</p> <p>福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 22,960,800円</p>
<p>福岡県森林組合連合会</p>	<p>会員（森林組合、生産森林組合）が協同して事業の振興を図り、もって森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、指導、販売、購買、利用、金融等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、福岡県立四王寺県民の森及び福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>森林組合振興対策指導費補助金 4,854,000円</p> <p>間伐材流通対策費補助金 5,700,000円</p> <p>森林組合組織整備推進事業費補助金 500,000円</p> <p>森林組合事業資金（一般）貸付金 180,000,000円</p> <p>（合併）貸付金 30,000,000円</p> <p>造林用苗木需給対策資金一時貸付金 20,000,000円</p> <p>福岡県立四王寺県民の森管理運営料 30,345,000円</p> <p>福岡県立夜須高原記念の森管理運営料 72,940,000円</p>
<p>財団法人 福岡県栽培漁業公社</p>	<p>福岡県が設置した福岡県栽培漁業センターで水産生物の種苗生産配布を行い、水産資源の維持培養を図ることを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産生物の種苗の生産及び配布に関する事業</li> <li>2 種苗の量産技術改良試験に関する事業</li> <li>3 種苗の管理育成等研修に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の41.7%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県栽培漁業公社出資金 250,000,000円</p> <p>（うち18年度 0円）</p> <p>福岡県栽培漁業公社種苗生産事業費補助金 49,375,000円</p> <p>福岡県栽培漁業公社強化育成費補助金 7,078,000円</p>

<p>財団法人 福岡県スポーツ振興公社</p>	<p>県及び久留米市からスポーツ諸施設の維持管理及び運営の委託等を受け、体育・スポーツの振興を図るとともに、あわせて県民の健康増進と福祉の向上に寄与するために次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び久留米市から委託等を受けたスポーツ施設の維持管理及び運営に関する事業</li> <li>2 体育・スポーツの振興に関する事業</li> <li>3 スポーツ教室及びイベントの開催等に関する事業</li> <li>4 福岡県立総合射撃場におけるクレーの販売等に関する事業</li> <li>5 スポーツ関係団体の育成強化及び情報提供</li> <li>6 各種スポーツ大会の推進</li> <li>7 スポーツに関する顕彰</li> <li>8 その他目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の99.6%を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール、福岡県立総合射撃場及び福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者として管理運営を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県スポーツ振興公社出資金 2,455,026,484円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県立スポーツ科学情報センター管理運営料 137,631,000円</p> <p>職員人件費負担金 10,023,142円 (施設の利用料金収入 58,935,041円)</p> <p>福岡県立総合プール管理運営料 127,243,000円</p> <p>職員人件費負担金 5,102,135円 (施設の利用料金収入 28,847,991円)</p> <p>福岡県立総合射撃場管理運営料 7,611,000円 (施設の利用料金収入 9,210,830円)</p> <p>福岡県立久留米スポーツセンター管理運営料 40,741,000円</p> <p>職員人件費負担金 6,409,904円 (施設の利用料金収入 11,695,875円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 84,101,856円</p>
<p>財団法人 アクロス福岡</p>	<p>国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、福岡県における文化の振興及び文化に関する情報の提供並びに交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 音楽芸術、舞台芸術等の芸術文化の振興に関する事業</li> <li>2 国際的な学術文化等の交流に関する事業</li> <li>3 地域文化の振興に関する事業</li> <li>4 生活、文化、行政、観光等にかかわる情報の提供に関する事業</li> <li>5 福岡県がアクロス福岡内に設置する国際・文化に関するセンターの管理及び運営に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の66.7%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、福岡県国際文化情報センターの指定管理者として管理運営を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>アクロス福岡出資金 200,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 7,331,000円</p> <p>福岡県国際文化情報センター管理料 303,191,000円 (施設の利用料金収入 566,793,993円)</p>
<p>公立大学法人 福岡県立大学</p>	<p>広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする福岡県立大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、資本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>公立大学法人福岡県立大学出資金 8,530,220,100円 (うち18年度 8,530,220,100円)</p> <p>公立大学法人運営費交付金 1,105,865,000円</p>



<p>公立大学法人 福岡女子大学</p>	<p>広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする福岡女子大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、資本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>公立大学法人福岡女子大学出資金 4,837,765,597円 (うち18年度 4,837,765,597円)</p> <p>公立大学法人運営費交付金 778,994,000円</p>
<p>財団法人 九州交響楽団</p>	<p>交響管弦楽による音楽文化の普及向上を図り、もって県を中心に九州及びその他における文化の振興に寄与することを目的として、公開演奏及び放送演奏等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当楽団の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県芸術・文化活動事業補助金 169,000,000円</p>
<p>財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター</p>	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の79.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県暴力追放運動推進センター補助金 3,000,000円</p> <p>福岡県暴力追放運動推進センター「暴力団排除活動支援事業」補助金 18,442,200円</p>
<p>財団法人 あまぎ水の文化村</p>	<p>水と余暇活動との適切な関わり方を創造することによって、人の生命にとってかけがえのない水の重要性について、住民の理解を深め、水の有効利用の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「あまぎ水の文化村」の施設・設備の維持管理及び運営に関する事業</li> <li>2 水を守る精神の普及及び啓発に関する事業</li> <li>3 水に関する情報の収集に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の29.8%を出資するとともに、福岡県立あまぎ水の文化村の指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>あまぎ水の文化村出資金 600,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県立あまぎ水の文化村管理運営料 0円</p> <p>(施設の利用料金収入 62,200円)</p>
<p>公立大学法人 九州歯科大学</p>	<p>広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、資本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>公立大学法人九州歯科大学出資金 947,955,540円 (うち18年度 947,955,540円)</p> <p>公立大学法人九州歯科大学施設整備費補助金 784,419,000円</p> <p>公立大学法人運営費交付金 1,540,201,000円</p>
<p>財団法人 福岡県教育文化奨学財団</p>	<p>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等</p>	<p>県は、基本金の99.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、福岡県青少年</p>

	<p>を行い、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献し得る人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学金の貸与</li> <li>2 学生会館の設置及び運営</li> <li>3 奨学金の貸与を受ける学生・生徒及び在館学生の指導</li> <li>4 教育文化に関する助成</li> <li>5 教育文化に関する顕彰</li> <li>6 教育文化に関する調査研究</li> <li>7 福岡県青少年科学館の施設、設備の維持管理及び運営</li> <li>8 科学教育の普及に関する事業</li> <li>9 科学の振興に関する調査及び研究に関する事業</li> <li>10 その他前条の目的を達成するため必要な事業</li> </ol>	<p>科学館の指定管理者として管理運営を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県教育文化奨学財団出資金 2,526,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 63,514,560円</p> <p>福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る補助金 114,375,742円</p> <p>福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る貸付金 12,541,495,000円 (うち18年度 2,606,363,000円)</p> <p>福岡県青少年科学館管理運営料 210,351,000円 (施設の利用料金収入 63,958,010円)</p>
<p>財団法人 福岡県国際交流センター</p>	<p>福岡県の持つ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することに より、国際交流における福岡県の拠点性を高め、いくととともに、アジア諸国をはじめとして世界各国との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際交流に関する情報・研究事業</li> <li>2 国際交流に関する広報・啓発事業</li> <li>3 国際交流促進事業</li> <li>4 移住に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の79.2%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県国際交流センター出捐金 1,500,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県国際交流センター補助金 164,135,508円</p> <p>国連八ビタット福岡事務所運営支援費補助金 62,899,577円</p>
<p>財団法人 福岡県建設技術情報センター</p>	<p>建設技術に関する調査、研究、建設技術水準の向上、建設資材の品質の向上に関する事業を行うとともに、センターの特性と機能を生かした事業を行い、後世に誇りうる質の高い社会資本の整備に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県から指定を受けた指定管理者としての施設管理運営事業</li> <li>2 建設材料試験事業</li> <li>3 研修事業</li> <li>4 調査研究事業</li> <li>5 情報事業</li> <li>6 土木技術支援事業</li> <li>7 建築技術支援事業</li> <li>8 建築技術調査研究研修事業</li> <li>9 施設提供事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の80.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県建設技術情報センターの指定管理者として管理運営を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県建設技術情報センター出資金 160,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県建設技術情報センター管理運営料 145,382,000円</p> <p>県派遣職員給与負担金 31,495,000円</p>
<p>財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金</p>	<p>豊前海の漁業の振興と発展を図ることに より、豊前海漁業の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 栽培漁業の推進に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の60.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県豊前海漁業振興基金出資金</p>

	<p>2 資源管理型漁業の推進に関する事業</p> <p>3 漁業者の育成に関する事業</p> <p>4 海洋環境の保全に関する事業</p> <p>5 漁業に関する広報事業</p>	<p>1,235,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県豊前海漁業振興基金強化育成費補助金 6,586,000円</p>
<p>財団法人 福岡県人権啓発情報センター</p>	<p>同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行うい、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権啓発に関する啓発・情報提供</li> <li>2 人権啓発に関する指導・研修</li> <li>3 人権啓発に関する調査研究</li> <li>4 施設の管理及び運営の受託</li> <li>5 法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県人権啓発情報センター 出資金 200,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 32,202,000円</p>
<p>福岡県土地開発公社</p>	<p>地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の委託を受けて、土地の取得の斡旋、調査、測量等の事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県土地開発公社出資金 30,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県道路・河川事業用地先行取得資金貸付金 3,000,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県土地開発基金貸付金 3,769,235,299円 (うち18年度 1,656,728,000円)</p>
<p>財団法人 北九州勤労青少年福祉公社</p>	<p>勤労者に対し教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供し、労働福祉の推進を図ることを目的として、県の指定管理者の指定を受けて県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営を行うほか、各種教養講座及びスポーツ教室の自主事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の49.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>北九州勤労青少年福祉公社出資金 4,900,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>公社職員退職給与負担金 13,016,120円</p> <p>福岡県立北九州勤労青少年文化センター管理運営料 126,882,000円</p>
<p>福岡県住宅供給公社</p>	<p>住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃貸住宅、分譲住宅及び分譲宅地の建設事業</li> <li>2 賃貸住宅等の経営事業</li> <li>3 県営住宅管理及び保全受託事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の76.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、県営住宅の指定管理者として管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県住宅供給公社出資金 3,800,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県特定優良賃貸住宅利子補給金 27,045,750円</p>

	<p>福岡県の地域医療及び介護の確保と質の向上に寄与することを目的として、福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理運営等を行っている。</p>	<p>福岡県特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 26,906,000円  高年齢者向優良賃貸住宅供給促進事業補助金 112,784,000円  住宅市街地総合整備事業補助金 139,796,000円  県派遣職員給与負担金 76,412,444円  運営資金貸付金 1,600,000,000円  県営住宅管理運営料 540,071,700円  (施設の利用料金収入 231,771,100円)</p>
<p>財団法人 医療・介護・教育研究財団</p>	<p>福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理運営等を行っている。</p>	<p>県は、当財団に福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者として管理運営を行わせている。  援助等の明細は、次のとおりである。  福岡県立精神医療センター太宰府病院診療報酬交付金 1,725,705,312円  福岡県立精神医療センター太宰府病院運営交付金 103,084,836円  福岡県立精神医療センター太宰府病院管理料 18,431,875円</p>
<p>福岡県道路公社</p>	<p>福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。  1 鳥栖筑野道路、冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理  2 天神中央公園駐車場の維持管理</p>	<p>県は、基本金の75.6%を出資するとともに、事業運営に要する資金の貸付け及び当公社の債務について債務保証を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。  福岡県道路公社出資金 22,936,900,000円  (うち18年度 0円)  福岡県道路公社有料道路管理運営資金貸付金 983,400,000円  保証債務残高(平成18年度末) 50,401,717,416円</p>
<p>福岡北九州高速道路公社</p>	<p>福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。  1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理  2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理</p>	<p>県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸賃貸付金等の貸付け及び当公社の債務について債務保証を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。  福岡北九州高速道路公社出資金 102,152,800,000円  (うち18年度 2,287,500,000円)  特別転貸賃貸付金 99,995,601,700円  (うち18年度 3,400,000,000円)  都市高速道路経営改善資金貸付金 15,000,000,000円  (うち18年度 0円)  保証債務残高(平成18年度末) 313,497,111,283円</p>
<p>財団法人 福岡県農業振興推進機構</p>	<p>農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に關</p>	<p>県は、基本金の88.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。</p>

	<p>する事業等の適切かつ円滑な遂行を図るとともに、農業公共用地の取得事業、農業担い手の確保・育成、農産物の産地銘柄の確立、都市と農村の共生に関する事業等を行い、もって本県農業の健全な発展に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地保有合理化に関する事業</li> <li>2 農業公共用地の取得、管理及び処分に関する事業</li> <li>3 農業担い手の確保及び育成に関する事業</li> <li>4 就農支援資金の貸付けに関する事業</li> <li>5 営農指導力向上等対策に関する事業</li> <li>6 農産物のブランド化推進に関する事業</li> <li>7 農産物の認証制度に関する事業</li> <li>8 都市と農村の交流に関する事業</li> <li>9 その他機構の目的を達成するため必要な事業</li> </ol>	<p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県農地保有合理化事業資金貸付金 114,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県就農支援資金貸付金 167,123,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>農地保有合理化促進対策費補助金 42,573,704円</p> <p>福岡県農業技術担い手対策等事業費補助金 8,295,373円</p> <p>福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証事業費補助金 2,292,000円</p> <p>福岡ブランド販売戦略事業費補助金 31,126,000円</p> <p>福岡県農産物海外輸出国際商標取得事業補助金 560,000円</p>
福岡ものづくり産業振興会議	県内ものづくり産業の競争力強化を図るため、ものづくり人材育成や自動車関連産業の拠点化に向けた技術支援等を拡充強化し実施する。	<p>県は、当振興会議の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県工業技術振興対策事業等補助金 65,370,026円</p>
財団法人 福岡県公園管理センター	<p>県が設置する公園等の管理運営、公園施設の利用の増進並びに公園等に対する愛護精神の啓発及び普及を図り、もって県民の健全な心身の発達と福祉の向上に寄与するため、県から指定管理者の指定を受けて次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県の設置に係る公園等の管理運営に関すること。</li> <li>2 公園等に対する愛護精神の啓発及び普及に関すること。</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県営春日公園、筑豊緑地、中央公園及び筑後広域公園の指定管理者として当該施設の管理運営を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県公管理センター出資金 5,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県営春日公園管理運営料 125,980,250円 (施設の利用料金収入 25,198,684円)</p> <p>福岡県営筑豊緑地管理運営料 203,574,950円 (施設の利用料金収入 24,653,890円)</p> <p>福岡県営中央公園管理運営料 75,863,100円 (施設の利用料金収入 408,430円)</p> <p>福岡県営筑後広域公園管理運営料 124,333,715円 (施設の利用料金収入 3,004,549円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 30,666,366円</p>
財団法人 福岡県下水道公社	県の委託を受けて、県が設置した流域下水道施設の管理運営を行うほか、下水道に関する知識の普及啓発、調査	<p>県は、基本金の50.0%を次のとおり出資している。</p> <p>福岡県下水道公社出資金</p>

福岡県中小企業団体中央会	研究等の自主事業を実施している。	40,800,000円 (うち18年度 6,950,000円)
福岡県中小企業団体中央会	中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合等(以下、「組合」という。)の健全な発展を図り、併せて中小企業の振興を図るために、組合の組織、事業及び経営の支援、組合の監査、情報提供等の事業を実施している。	県は、当中央会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県組織化指導費補助金 223,869,170円 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 16,647,570円
社団法人 福岡市医師会	医道の昂揚、医学、医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、あわせて会員の福祉を増進することを目的として、医療の普及・充実、地域保健の確立・整備、医学の振興等の事業を実施している。	県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 看護師等養成所運営費補助金 68,645,000円
財団法人 福岡県地域福祉財団	地域の社会福祉の高揚を図り、人間愛、連帯意識に支えられ、活力に満ちた新しい福祉コミュニティづくりを図ることを目的として、次の事業を実施している。 1 地域福祉推進事業 2 児童環境づくり推進事業 3 施設の管理運営の受託事業	県は、基本金の94.9%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金を交付するとともに、県が設置した福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者として当該施設の管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県地域福祉振興基金出資金 1,500,000,000円 (うち18年度 0円) 福岡県児童環境づくり推進機構運営費補助金 62,440,000円 県派遣職員給与負担金 33,955,476円 福岡県総合福祉センター等の管理運営料 458,858,000円 (施設の利用料金収入 75,340,875円)
社会福祉法人 福岡県厚生事業団	社会福祉の増進に寄与することを目地的として、県が設置した福岡県身体障害者リハビリテーションセンター及び福岡県身体障害者授産指導所の管理運営を行い、身体障害者の社会復帰のための援護事業を実施している。	県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金を交付するとともに、県が設置した福岡県身体障害者リハビリテーションセンター及び福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者として当該施設の管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県厚生事業団出資金 10,000,000円 (うち18年度 0円) 福岡県厚生事業団運営費補助金 10,058,717円 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター管理運営料 96,735,000円 (施設の利用料金収入 243,860,114円) 福岡県身体障害者授産指導所管理運営料 24,109,000円 (施設の利用料金収入 95,649,652円)

<p>社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会</p>	<p>福岡県における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 生活福祉資金貸付事業</li> </ol>	<p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県社会福祉協議会運営費補助金 38,015,000円</p> <p>福祉施設経営指導事業費補助金 4,966,000円</p> <p>福岡県ボランティア振興事業費補助金 16,100,000円</p> <p>社会福祉権利擁護事業費補助金 28,669,000円</p> <p>福岡県福祉サービス苦情解決事業費補助金 10,305,000円</p> <p>独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金 65,685,970円</p> <p>独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金 1,025,000円</p> <p>生活福祉資金貸付事業推進費補助金 30,188,800円</p> <p>福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金 26,654,000円</p> <p>社会福祉基金貸付金 97,000,000円</p> <p>(うち18年度 0円)</p>
<p>社団法人 福岡県医師会</p>	<p>医道の高揚、医学医術の発達・普及及び公衆衛生の向上を図り、社会の福祉を増進することを目的として、医療の普及・充実、地域保健の確立・整備、医学の振興等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>医療費公費負担制度運営費補助金 41,092,320円</p> <p>福岡県救急医療対策費補助金 50,000,000円</p> <p>母子保健推進事業補助金 4,000,000円</p> <p>福岡県救急医療週間事業費補助金 1,447,000円</p> <p>福岡県花粉情報事業費補助金 1,000,000円</p> <p>健康運動普及推進活動事業費補助金 1,000,000円</p> <p>臨床検査施設精度管理運営費補助金 1,800,000円</p> <p>福岡県災害時医療救護訓練事業費補助金 1,000,000円</p>
<p>福岡商工会議所</p>	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること</li> <li>2 商工業に関する調査研究</li> <li>3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</li> <li>4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</li> </ol>	<p>県は、当商工会議所の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 328,796,151円</p> <p>福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 2,949,000円</p> <p>Fukuokaブランド支援事業補助金 4,040,000円</p>

<p>財団法人 福岡県動物管理センター</p>	<p>県が設置する動物管理施設で動物を適正に保管し、動物の愛護と適正な飼養の啓発活動を行うことにより、広く県民に動物を愛護する気風を招来することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 動物愛護と適正な飼養の啓発に関する事業</li> <li>2 動物等の収集及び保管に関する事業</li> <li>3 不用犬・ねこの引取り及び負傷動物の治療に関する事業</li> <li>4 動物に関する調査、研究及び情報収集に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して負担金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県動物管理センター出資金 10,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 21,958,929円</p>
<p>財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団</p>	<p>産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産学官の共同研究による創造的研究開発支援事業</li> <li>2 科学技術に関する研究交流事業</li> <li>3 国際的科学技術交流推進事業</li> <li>4 創造的中小企業の育成支援事業</li> <li>5 システムL S I 総合開発に関する施設の管理運営</li> </ol>	<p>県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団出捐金 2,300,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>創造的中小企業創出支援事業に要する投資原資資金貸付金 439,060,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>創造的中小企業創出支援事業に係る基金造成資金貸付金 555,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>地域ベンチャーファンド出資金貸付金 300,000,000円 (うち18年度 0円)</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (財団運営管理事業等) 275,968,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団事業費補助金 (システムL S I 設計開発拠点構築事業) 271,845,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (創造的中小企業創出支援事業) 24,737,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (ベンチャーサポートセンター事業) 94,976,000円</p> <p>福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金 (マッチングコーディネーター事業) 13,387,000円</p>
<p>学校法人 久留米大学</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行っている。</p>	<p>県は、当大学の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>救急医療施設 (救命救急センター) 運営費補助金 92,506,000円</p> <p>救急医療施設運営費 (ドクターヘリ導入促進事業) 補助金 167,274,000円</p> <p>総合周産期母子医療センター運営費補助金 1,500,000円</p>



財団法人 機構 飯塚研究開発	福岡県から委託を受けた福岡県立飯塚研究開発センターの施設・設備の維持管理及び効果的な運営を行うことにより、地域産業の高度化を図り、地域のリーディング産業を育成し、もって福岡県の産業の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。	救急医療施設等設備整備補助金 37,010,000円 周産期医療等施設整備補助金 4,400,000円 有子看護師確保事業運営費補助金 1,425,000円
1 飯塚研究開発センターの施設・設備の維持管理及び運営に関する事業 2 研究開発支援事業 3 人材養成事業 4 産学官交流事業 5 情報提供事業 6 施設提供事業	県は、基本金の47.9%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者として管理運営を行わせている。援助等の明細は、次のとおりである。 飯塚研究開発機構出資金 150,000,000円 (うち18年度 0円) 県派遣職員給与負担金 40,823,277円 福岡県立飯塚研究開発センター管理運営料 132,441,000円 (施設の利用料金収入 29,243,440円)	県は、当協会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県野菜生産出荷安定事業費補助金 92,519,994円 福岡県果実等生産出荷安定基金造成事業費補助金 50,309,392円 福岡県野菜生産出荷安定基金造成事業費補助金 84,112,500円 福岡県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金 13,967,523円 福岡県青果物生産安定事業運営費補助金 6,036,000円
社団法人 農業振興協会 ふくおか園芸	野菜、果実、い製品等の園芸農産物の計画的な生産・出荷の推進、経営安定対策、需要拡大等の事業を実施することによって、福岡県の園芸農業の振興並びに農家経営の安定に資することを目的として、次の事業を実施している。	1 園芸農産物の経営安定、計画生産出荷事業等に関する資金の造成及び管理に関する業務 2 園芸農産物の価格が大きく低落した場合に、農家経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための価格差補給事業、助成金交付事業及び補てん金交付事業 3 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業 4 果実製品の原料として使用する園芸農産物を安定的に供給する生産者に対し、当該原料の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業 5 園芸農産物及びその製品の需要の増進を図るための事業 6 第3号に掲げる以外の園芸農産物の生産・出荷の安定に関する事業 7 その他本会の目的を達成するために必要な事業
社団法人 福岡県バス協会	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業経営基盤の強化並びに利用者に対するサービスの改善を促進するための事業を実施している。	県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。 運輸事業振興助成交付金 58,461,000円

<p>社団法人 遠賀中間医師会</p> <p>株式会社 久留米リサーチ・パーク</p>	<p>中間市及び遠賀郡における医師の生涯研修により医学及び医術の発達に努め、地域医療推進のため、おかがき病院の設置及び運営に関する事業及び看護師の養成に関する事業を行っている。</p> <p>農林水産業、鉱業、建設業、食料品製造加工業及び機械・電気機器製造業等の事業を営む法人又は個人に対する投資、融資の斡旋並びに技術、経営、販売、財務等に関する指導及び情報の提供を行うことを目的として、創造的研究開発の促進事業等を実施している。</p>	<p>県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。病院運営事業費補助金 195,001,400円 病院整備事業費補助金 550,000,000円 看護師等養成所運営費補助金 8,908,000円</p> <p>県は、資本金の29.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。株式会社久留米リサーチ・パーク出資金 465,900,000円 (うち18年度 154,900,000円) 株式会社久留米リサーチ・パーク運営費補助金 38,595,000円 株式会社久留米リサーチ・パーク事業費補助金 75,274,000円</p>
<p>財団法人 福岡県中小企業振興センター</p>	<p>中小企業支援育成機関相互の連携を図り、県内中小企業振興の拠点として、その機能の発揮に努めるとともに、中小企業の経営資源の強化、活性化を支援することにより、経営の健全化を促進し、もって中小企業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県中小企業振興センター及びその他所有建物の管理運営に関する事業</li> <li>2 中小企業団体相互の連携協調に関する事業</li> <li>3 起業化支援に関する事業</li> <li>4 人材育成に関する事業</li> <li>5 販路開拓支援に関する事業</li> <li>6 交流促進に関する事業</li> <li>7 設備支援に関する事業</li> <li>8 下請取引に関する事業</li> <li>9 情報化に関する事業</li> <li>10 創業・経営支援に関する事業</li> <li>11 その他この法人の目的を達するために必要な事業</li> <li>12 産学連携コーナーネット事業</li> <li>13 海外駐在員派遣事業</li> <li>14 先進的対内直接投資推進事業</li> <li>15 下請中小企業自立化塾事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の85.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。福岡県中小企業振興センター出資金 2,122,711,020円 (うち18年度 0円) 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 139,758,441円 福岡県中小企業総合支援事業費補助金 163,873,448円 福岡県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 2,500,570円 福岡県商店街競争力強化事業費補助金 9,600,000円 小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 20,610,000円 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 25,237,000円 福岡県新生活産業振興支援補助金 1,838,733円 福岡県工業技術振興対策事業費補助金 19,356,870円 福岡県中心市街地商業活性化基金貸付金 500,000,000円 (うち18年度 0円) 小規模企業者等設備導入(設備貸与)資金貸付金 2,429,901,000円 (うち18年度 316,310,000円) 小規模企業者等設備導入(設備資金貸付)資金貸付金 2,351,164,400円 (うち18年度 388,790,000円)</p>
<p>全国農業協同組合連合会 福岡県本部</p>	<p>福岡県内のJ A (農業協同組合)等を会員とし、会員が協同して事業の振興を図り、もつての組合員の農業の生</p>	<p>県は、当県本部の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p>

	<p>産能率を挙げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めるために寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員の事業又は会員の組合員の事業、若しくは生活に必要な物資の供給、運搬、加工、貯蔵</li> <li>2 会員の事業又は会員の組合員の事業、若しくは生活に必要な共同利用施設の設置</li> <li>3 会員若しくは会員の組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売</li> <li>4 会員の組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設</li> </ol>	<p>農業振興対策事業（県産米消費拡大）費補助金 24,526,000円          農業振興対策事業（主要農産物対策）費補助金 5,586,000円          農業振興対策事業（農業生産総合対策）費補助金 1,000,000円          食の安全・安心確保交付金 2,000,000円          畜産振興総合対策事業費補助金 1,700,100円          園芸農業等総合対策事業（強い園芸農業づくり）費補助金 31,184,000円          園芸農業等総合対策事業（活力ある高収益型）費補助金 7,382,000円          園芸農業等総合対策事業（新鮮フライト便）費補助金 400,000円          特用林産振興総合対策事業補助金 730,000円</p>
福岡埋設農薬管理組合	福岡県における埋設農薬の適正な管理状況を確保するため、及び適正な処理並びに処分をするための事業を実施している。	県は、当組合の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。福岡県農業技術・担い手対策等事業費補助金 80,012,000円
福岡県農業会議	<p>農民の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織として、その業務を行うことにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法、農業経営基盤強化促進法その他の法令によりこの農業会議の所掌に属せられた事項を行うこと</li> <li>2 農業及び農民に関し意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること</li> <li>3 農業及び農民に関する啓もう及び宣伝を行うこと</li> <li>4 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと</li> <li>5 農業委員会の委員及び職員等の講習及び研修を行うこと</li> <li>6 農業委員会等に関する法律第6条第2項に掲げる事項に関し、農業委員会に協力すること</li> <li>7 賛助員に対する連絡を行うこと</li> <li>8 第2号から前号までの業務に附帯する業務</li> </ol>	<p>県は、当農業会議の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。福岡県農業委員会交付金 20,266,000円          福岡県強い農業づくり（農業食品産業強化対策推進）交付金 2,000,000円          福岡県強い農業づくり（農業食品産業強化対策整備）交付金 1,600,000円          福岡県水土保全強化対策事業費補助金 420,000円          福岡県農地流動化特別対策事業費補助金 442,000円          福岡県農業振興対策（農業振興対策）事業費補助金 10,574,000円          福岡県農業振興対策（経営構造対策推進）事業費補助金 9,417,000円          福岡県農業振興対策（農地利用集積推進）事業費補助金 9,345,000円</p>

## 第2 監査の結果

各監査対象団体及び監査対象所管課における財政的援助等に係る出納その他の事務は、次のとおり一部の団体及びその所管課において改善を要するものが見受けられた。

### 1 公立大学法人福岡県立大学

県から無償譲渡を受けた構築物及び管理物品並びに消耗品の評価額の計上が、収益で31,122,280円、資産で30,469,578円、費用で652,702円過小となっている。

これは、価格を誤認したこと及び照合が不十分であったためであり、事務処理にあたっては誤りのないよう十分留意し、適切に行う必要がある。

### 2 公立大学法人九州歯科大学

病院収入に係る未収金の計上が11,157,782円過小となっている。

これは、平成18年度から公立大学法人となり企業会計原則に基づいた会計処理を行うこととなっているが、その習熟が不十分であったこと及び年度当初は財務会計システムの改修によりその使用ができなかったこと等により未収金並びに県から譲渡された分納債権の計上誤りが生じたためと考えられる。

事務処理にあたっては誤りのないよう十分留意するほか、未収金管理を適切に行う必要がある。

### 3 財団法人福岡県建設技術センター

土木部企画課

当財団への県派遣職員の人件費について、勤勉手当及び時間外勤務手当は当財団が負担する取り決めとなっているが、誤って県の負担としたため、県の負担金が3,734,695円過大となっている。

人件費の負担については取決め書を遵守し、適切な事務処理を行う必要がある。

### 4 財団法人福岡県下水道公社

建築都市部下水道課

県が当財団に委託している流域下水道維持管理業務において、当財団で修繕工事として施工されているもの及び当財団が発注した業務委託等の中に、新たな資産の取得と考えられるものが薬品注入設備等13件見受けられたが、これが県有財産又は当財団の資産として計上されていない。

取得した資産については、県有財産又は当財団の資産として関係帳簿に計上し適正に管理する必要があり、未登録のものについては調査のうえ計上されたい。

### 5 福岡県産業・科学技術振興財団

購入した回路設計ツール等5件37,757,580円の計上を失念し、また、電話加入権444,960円を重複して計上したことにより、固定資産（備品等）について、37,312,620円が過小計上となっている。

事務処理にあたっては関係帳簿等との照合を行うなど、誤りのないよう十分留意する必要がある。

その他の監査対象団体及び監査対象所管課における財政的援助等に係る出納その他の事務は、財政的援助等の目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められた。

## 第3 意見事項

次の監査対象団体の事務について、以下のとおり意見を述べる。

### 1 大牟田リサイクル発電株式会社

当株式会社は平成18年度に長期事業計画を見直し、RDF処理単価の引き上げ等により収支の改善を図っているが、平成18年度決算では、RDF搬入量の減少のため、長期事業計画で見込んだ純利益3,070万円に対し、2,340万円の当期純損失を計上している。

平成21年度以降の長期事業計画の見直しに際しては、実効性のある計画の策定が求められる。

## 2 福岡県土地開発公社

当公社は、事業量の減等により、平成18年度に1億9百万円余の当期純損失を計上し累積欠損金が1億6千2百万円余となっているため、今後経営改善の努力が望まれる。

## 3 福岡県道路公社

福岡県道路公社の経営状況に関する情報開示は、経営状況報告書等により行われているが、これは公社全体の財政状態及び経営成績は示しているもの、路線ごとの経営状況は記載されていない。

事業の収支は路線ごとに管理されるものであり、今後、各路線における収支状況の開示に努められたい。

## 4 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

生活福祉資金の償還未収金の回収について、当協議会内に生活福祉資金債権管理対策推進本部を設置する等取組を強化し努力されているが、最終償還期限が到来した未償還元金の額は年々増加しており、引き続き債権の回収に努められたい。

なお、生活福祉資金（離職者支援資金を含む。）の未償還元額は以下のとおりである。

平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
1,419,465千円	1,539,015千円	1,709,704千円

## 第4 監査執行上の除外

地方自治法第199条の2の規定により、利害関係者として除外した監査委員は次のとおりである。

監査対象団体名	除外した監査委員名
社会福祉法人福岡県厚生事業団	工藤壽文監査委員
財団法人福岡県地域福祉財団	進谷庸助監査委員
社団法人福岡県医師会	進谷庸助監査委員

## 監査公表第28号

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局111機関について実施した定期監査結果の報告（平成19年9月21日19監一第236号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月9日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介

19農政第1702号  
平成20年2月29日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 森田 俊介 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成19年9月21日19監一第236号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
私学事振興局私学振興課	私立幼稚園施設整備資金貸付金の利子収入において、日割計算を誤ったため91,392円が収入過となっている。	収入過1件91,392円については、平成19年9月4日に支出命令を行い、平成19年9月7日に口座振替され過誤納付還付手続は完了済みです。 再発防止策として、副任及び担当係長が再確認を行うなど、チェック体制の強化に努めてまいります。
児童家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて25,003,790円増加している。	貸付申請時における無理のない償還計画の指導、口座振替による償還指導等を行うほか、滞納者に対する書面、電話及び訪問による償還指導を行うなど、督促強化に取り組んでおります。 また、償還対策会議を開催し、償還対策強化期間を設け初期・中期滞納者に対する重点的な償還指導や滞納解消に成果を上げた事務所からの事例発表により他事務所職員の意識改革を図るなど、引き続き収入率の向上に努めてまいります。
監査保護課	生活保護法に係る介護報酬不正請求に伴う返還金において、収入未済額が前年度に比べて924,434円増加している。	収入未済となっている4法人のうち平成19年2月28日に自主解散した1法人については清算中であるので、清算人に対し債権の申出を行うとともに清算の完了を行うよう文書で指導しています。 また、他の3法人についても、回収が著しく困難な状況ですが、それぞれについて債務者の所在調査、文書による督促等を継続してまいります。

農業経済課	農業改良資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて12,592,672円増加している。	平成18年度に改訂した「収入未済解消計画」に則して、電話督促や借受者及び連帯保証人への個別面談を的確に行う等、督促を強化することによって、収入未済の解消を図るとともに、各地域農業改良普及センターや農協等関係機関との連携を図り、経営状況の確かな把握と経営指導を強化し、延滞の未然防止に努めてまいります。
漁港課	県営漁港占使用料2,466,320円の収入手続きが遅延している。(17件)	職員の意識を高め、事務処理の早期着手及び占用実態の早期把握を図り、適正な調定に努めてまいります。
都市計画課	食糧費及び負担金の資金前渡において、前渡資金出納簿及び精算書が作成されていない。(21件)	未作成であった書類については、平成19年7月25日に作成を行いました。 再発防止のため、課内職員に対して関係規定の周知徹底を図るとともに、出納員による日常の確認を厳格に行い、適正な事務処理に努めてまいります。



19教財第453号  
平成19年10月3日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍峰 殿  
同 森 田 俊介 殿

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

監査の結果に係る措置について（通知）

平成19年9月21日19監一第236号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人権・同和教育課	福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて194,979,714円増加している。	<p>福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金については、平成19年度、訪問による督促や返還制度の周知徹底等を専門的に行う奨学金相談員を新たに設置するなど、滞納債権回収に向けた対策を強化したところである。</p> <p>今後とも滞納債権の回収はもとより、新規滞納の発生防止に努め、より一層の収入の確保を図ってまいります。</p>

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第104号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月9日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成20年5月3日～平成20年5月4日	福岡市の全地域
平成20年7月1日～平成20年7月15日	
平成20年7月18日～平成20年7月20日	北九州市の全地域
平成20年7月25日～平成20年7月27日	
平成20年8月2日～平成20年8月3日	久留米市の全地域
平成20年8月3日～平成20年8月5日	

## 収用委員会

福岡県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成20年4月9日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称  
福岡市
- 2 事業の種類  
福岡都市計画道路事業3・2・9号博多姪浜線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [ [ ] は公簿地積]
福岡市西区姪の浜二丁目	3908番1	宅地	379.90 (340.49) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積8.65平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

#### 4 土地所有者の氏名及び住所

佐藤栄司（共有持分117871分の1893）

福岡市西区石丸二丁目41番30 - 1002号

フラックスコーポレーション株式会社（共有持分117871分の2260）

福岡市中央区大名二丁目4番33号

上田拓治（共有持分117871分の2007）

福岡市東区原田一丁目47番20 - 502号

鈴木隆（共有持分117871分の3146）

東京都練馬区中村南三丁目14番7号REGENT・COURT302号

池田貴子（共有持分117871分の1398）

佐賀県唐津市久里1016番地

柳和憲（共有持分117871分の3802）

千葉県船橋市西船五丁目6番36号

田代恵美子（共有持分117871分の2000）

佐賀県唐津市相知町相知1940番地

瀬戸口正征（共有持分117871分の4014）

神戸市灘区篠原本町三丁目1番18号

河村勉（共有持分117871分の4194）

福岡市中央区鳥飼二丁目1番40 - 1502号

齋藤仁（共有持分117871分の1893）

福岡市西区姪の浜五丁目2番19 - 301号

五十嵐月衛（共有持分117871分の1909）

東京都大田区多摩川二丁目17番1 - 605号

稲富美恵子（共有持分117871分の2000）

佐賀県杵島郡白石町大字廿治1207番地4  
中川哲郎 (共有持分117871分の1573)  
福岡県遠賀郡岡垣町中央台四丁目9番4号  
峯野隼 (共有持分117871分の3994)  
大分県大分市大字駄原1562番地の1  
萬木信人 (共有持分117871分の4170)  
長崎県長崎市桜馬場一丁目4番3号  
中村澄江 (共有持分117871分の1573)  
福岡県糸島郡志摩町大字師吉6番地の4  
志喜久美子 (共有持分117871分の3994)  
福岡市西区豊浜一丁目1番19号  
辻香世子 (共有持分117871分の4170)  
福岡県久留米市朝妻町13番30号  
永吉明美 (共有持分117871分の1573)  
福岡市早良区南庄六丁目12番18号  
井手和年 (共有持分117871分の1398)  
佐賀県鹿島市大字高津原3812番地  
森暉夫 (共有持分117871分の3994)  
熊本県天草市本渡町大字広瀬337番地6  
水田佳宏 (共有持分117871分の4170)  
福岡市中央区小笹一丁目22番地6 - 511号  
松岡喜美男 (共有持分117871分の1573)  
福岡市南区井尻一丁目7番7号  
中木原博文 (共有持分117871分の2796)  
熊本県熊本市尾ノ上一丁目43番5  
壽浦数馬 (共有持分117871分の3994)  
鹿児島県鹿児島市玉里団地一丁目35番3号  
永藏彰 (共有持分117871分の4170)  
神戸市東灘区森北町二丁目2番30号サンパレス21岡本203号

有限会社矢次販売店 (共有持分117871分の1573)  
山口県宇部市錦町5番3号  
木下巖 (共有持分117871分の8164)  
熊本県熊本市高平三丁目44番27 - 1102号  
牟田利昭 (共有持分117871分の2971)  
佐賀県佐賀市巨勢町大字東西123番地  
石川豊昭 (共有持分117871分の8164)  
山口県下関市豊浦町大字黒井2165番地の2  
有限会社ユナイテッド福岡 (共有持分117871分の1573)  
福岡市中央区天神三丁目6番24 - 205号  
有限会社矢後アセット (共有持分117871分の1398)  
東京都江東区大島八丁目28番5 - 2903号  
椋田康夫 (共有持分117871分の3994)  
北九州市八幡東区天神町5番1 - 1501号  
渡部善治 (共有持分117871分の4170)  
大阪市阿部野区北畠一丁目8番28号北畠ヒルハウス401号  
石原篤 (共有持分117871分の1573)  
京都市北区大宮中林町54番地の1フォルム北山505号  
長下崇寿 (共有持分117871分の1398)  
長崎県東彼杵郡川棚町栄町48番1  
杉原安夫 (共有持分117871分の3248)  
福岡市中央区小笹二丁目5番23 - 505号  
梅津るみ子 (共有持分117871分の3111)  
福岡市西区姪の浜二丁目11番3 - 1202号  
田中恵子 (共有持分117871分の1478)  
福岡市博多区石城町5番11 - 409号  
有限会社丸三 (共有持分117871分の1398)  
福岡県大川市大字三丸795番地  
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## (1) 抵当権

株式会社ジャックス

北海道函館市若松町2番5号

長崎保証サービス株式会社

長崎県長崎市出島町10番10号

九州カード株式会社

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

株式会社南日本銀行

鹿児島県鹿児島市山下町1番1号

株式会社西京銀行

山口県周南市平和通一丁目10番の2

株式会社北陸銀行

富山県富山市堤町通り一丁目2番26号

オリックス信託銀行株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番2号

## (2) 根抵当権

株式会社整理回収機構

東京都中野区本町二丁目46番1号

株式会社西日本シティ銀行

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

## (3) 条件付賃借権設定仮登記権

株式会社タフ

福岡市中央区警固二丁目13番7号

## (4) 差押債権

福岡市

福岡市中央区天神一丁目8番1号

## 6 決裁手続の開始を決定した年月日

平成20年3月28日

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成20年4月9日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白谷 祐二

## 1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

## 2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成20年6月15日（日曜日） 午前10時から
太宰府	太宰府市五条3-11-25 福岡経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

## 3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成20年4月17日から 平成20年5月2日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成20年5月2日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

(財)消防試験研究センター福岡県支部

## 4 受験願書等の配置場所

(助)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

## 5 問い合わせ先

(助)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092 - 282 - 2421

再 掲
-----

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第620号

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（平成18年4月福岡県告示第723号の2）は、廃止する。

平成20年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 副知事 中島孝之の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、秘書室、総務部の人事課及び財政課、企画・地域振興部、福祉労働部人権・同和対策局、商工部、農林水産部並びに会計管理局に関する事項
- (2) 企業局に関する事項
- (3) 選挙管理委員会に関する事項
- (4) 人事委員会に関する事項
- (5) 公安委員会に関する事項
- (6) 海区漁業調整委員会に関する事項
- (7) 内水面漁場管理委員会に関する事項

## 2 副知事 武居丈二の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、総務部（人事課、財政課及び私学学事振興局を除く。）、新社会推進部、環境部、県土整備部及び建築都市部に関する事項
- (2) 監査委員に関する事項
- (3) 収用委員会に関する事項

## 3 副知事 海老井悦子の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、総務部私学学事振興局、保健医療介護部及び福祉労働部（人権

・同和対策局を除く。）に関する事項

(2) 教育委員会に関する事項

(3) 労働委員会に関する事項

4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・3・28	2803	告 示	540	10	○		8		都市計画公園事業	都市計画道路事業
		目 次		1	○		後から 10		環境保全課	環境政策課